# 建築士事務所協会報

Topics：協会員勧誘キャンペーン実施中

：第14回 日本建築学会中国支部
建築文化賞候補募集

9
SEP 2017
VOL. 422

40th
次世代のひと、まちづくり

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
Hiroshima Association of Architectural Firms

# 今月の表紙

第9回ひろしま建築文化賞　優秀賞受賞作品

## 北広島町立壬生小学校 校舎

≪建物概要≫

発 注 者：広島県北広島町
所 在 地：広島県山県郡北広島町壬生８５５番地他
設計監理：中電技術コンサルタント株式会社
施 工 者：錦建設・ジール特定建設工事共同企業体
工　　期：2013年2月～2014年3月
構造規模：木造一部ＲＣ造/2階建て
延床面積：3,460.97㎡

≪設計概要≫

北広島町立壬生小学校は、江戸時代に開塾した広島四大古塾「清高堂」に由来する。地域には毎年６月に行われるユネスコ世界無形文化遺産「壬生の花田植え」があり、児童も「子ども田楽」や「金管バンド」として出演する。地元産材に囲まれた教育空間で、次世代へ地域の歴史と伝統を受け継ぐ人材を育む場所となることを願い、設計・監理を行った。

校舎外観は、黒い木部、漆喰の白、石州瓦を基調とした重厚感のある趣きとし、街道に面して門と塀を設け、街並みと連続する景観になるよう配慮した。また木造であることを認識しやすいよう、柱や梁などの構造体が木であることをしっかり見せることと、そして木の香りがすること。この２点を最も大切なこととして取り組んだ。

軒の深い庇を設置することに加え、階下の火災の延焼も防ぐバルコニーを設け、２階の窓は掃出し窓とし、廊下側も通常高さの窓に加えて高窓を設置した。さらに廊下上部には自然換気ができる窓を設け、風が抜けるよう計画した。冬季は高度の低い太陽光が教室の南側だけでなく、廊下を介して教室内にもやわらかい光が入るように計画した。パッシブな方法により、環境負荷の少ない風土になじんだ建物となるように配慮した。

児童への木造説明会の様子(発注者･設計者･施工者)

校舎前面

可愛川から

清高堂ホール

清高堂ホール

教室

・目　次・

## ■行政ニュース

2……新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法について
7……建築物防災週間
8……介護保険住宅改修事業者研修会

## ■協会のうごき

9……月間行事予定
10……法人設立40周年記念　-10年のあゆみ②-

## ■お知らせ

12……委員会報告　正会員と賛助会員との意見交換会及び懇親会を終えて
16……マンション管理士会とマンション計画修繕部会との意見交換会を終えて
17……豆知識 ～こんなこと知ってる？～ 防火設備の定期検査報告制度があらたに施行されます
30……防火設備定期検査業務基準及び実務講習会のご案内
32……協会員勧誘キャンペーン実施中
34……建築士事務所のための法律相談窓口
36……第14回日本建築学会中国支部建築文化賞候補募集
38……第11回鋼構造セミナー「鉄骨による木造建築物の耐震補強」

## ■リレーエッセイ

40……私とお酒　後藤真吾
42……私のお気に入り　佐藤立美

46……会員動静
46……編集後記　戸梶好喜

■今月の表紙タイトルバック／日本の伝統色
恋路十六夜　こいじいざよい
月冴えてきみあざやかに咲き匂う…朝露に身を洗う山葡萄の深い紺色。十六夜の色にも似て。
（十日町織物工業協同組合策定きもの誕生色より）

### 建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、
社会の健全な進歩と発展に寄与します。

一、 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
一、 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産形成を図ります。
一、 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
一、 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
一、 互いに信頼を深め、連帯の精神を持って職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人　日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人　広島県建築士事務所協会

行政ニュース

国住指第４９６号
平成２９年５月１６日

一般社団法人　日本建築士事務所協会連合会
会長　大内　達史　殿

国土交通省住宅局建築指導課長

新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

平成２８年４月に発生した熊本地震においては、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成１２年５月３１日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が見られました。

このため、国土交通省としては、既存の木造住宅について、平成１２年以前のものを中心に、リフォーム等の機会をとらえ、同年に明確化した仕様に照らして、接合部等の状況を確認することを推奨することとし、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）に基づく耐震改修支援センターとして指定した一般財団法人日本建築防災協会に対し、効率的な確認方法の検討を依頼していたところです。

今般、同協会において、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅について接合部等を確認することで効率的に耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」がとりまとめられ、同協会ホームページ（http://www.kenchiku-bosai.or.jp/）において公開されましたので、お知らせします。住宅の所有者等が耐震性の検証に活用できるよう、本検証法を貴会員等に広く周知いただければ幸いです。

問合せ先：
国土交通省 住宅局 建築指導課　　企画専門官 松本、課長補佐 高木
電話　03-5253-8111　内線 39532、39536

# 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法について

国土交通省

○ 「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」の報告では、新耐震基準導入以降の木造住宅のうち、接合部の仕様などが定性的に規定されていた平成12年以前の在来軸組構法の住宅※については、被害の抑制に向けた取組みが必要とされた。

○ そのため、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅について、平成12年以前のものを中心に、リフォーム等の機会をとらえ、耐震性能を検証する方法を、耐震改修促進法に基づく耐震改修支援センター（（一財）日本建築防災協会）において検討した。

※ 在来軸組構法以外の枠組壁工法、木質系工業化住宅については、当初より告示又は大臣認定において詳細な技術基準を適用。

○ 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法として、「所有者等による検証」と、これにより判断ができなかった場合に実施する、「専門家による効率的な検証」（一般診断法に準じた方法）を作成。

・新耐震基準（昭和56年6月～）の木造住宅のうち、以下に該当するものが対象。

①在来軸組構法（基礎がコンクリート造のもの） ※柱、はり、筋かい等を用いた一般的な構法

②昭和56年6月～平成12年5月に建築

③平家建て又は2階建て

○ 「所有者等による検証」は、所有者やリフォーム業者など、耐震診断の専門家でなくとも検証可能なチェック項目を用いて耐震性能を確認する方法。

○ 「専門家による効率的な検証」は、「所有者等による検証」で「耐震性あり」と判定されなかったものを対象に、耐震診断の専門家が、現地調査を行わずに図面や写真を活用し、従来の耐震診断方法（一般診断法）に準じて耐震性能を確認する方法。

○ 今後、国土交通省と耐震改修支援センターが協力して、新耐震基準の木造住宅に係る耐震性能検証法について、地方公共団体、建築関係団体等を通じて所有者、リフォーム業者、設計者等に幅広く周知するとともに、耐震診断の専門家等を対象とする講習会を実施。

# 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法＜検証フロー＞

国土交通省

## ○在来軸組構法の木造住宅※

※柱、はり、筋かい等を用いた一般的な構法。
在来軸組構法であるかどうかの判別は、図面や、天井裏等をのぞいて柱、はりを確認することにより可能。

＜新設＞新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法

新耐震基準（昭和56年6月～）のうち、以下に該当するものが対象
- ・在来軸組構法（基礎がコンクリート造のもの）
- ・昭和56年6月～平成12年5月に建築
- ・平家建て又は2階建て

現行のフロー
新設のフロー

耐震診断
（一般診断法）

効率的な検証法

### ○所有者等による検証
・簡易なチェック項目により検証

OK → 耐震性あり

NG

### ○専門家による耐震診断
・一般診断法などによる検証
（専門家による現地調査あり）

効率化

### ○専門家による効率的な検証
・一般診断法に準じた方法
（専門家による現地調査はなし
所有者等による現地の写真や図面等を活用）

NG → OK → 耐震性あり

NG → OK → 耐震性あり

**耐震改修**

※他の構法の建築物については、構造方法に応じて、耐震診断方法が定められている。

# 「所有者等による検証」の方法について

国土交通省

○「平面・立面の形」、「接合部の金物」、「壁の配置バランス」、「劣化の状況」のいずれにも適合していることを確認

## ☑ 平面・立面の形（例示と比較して不整形でないことを確認）

【不整形の例】

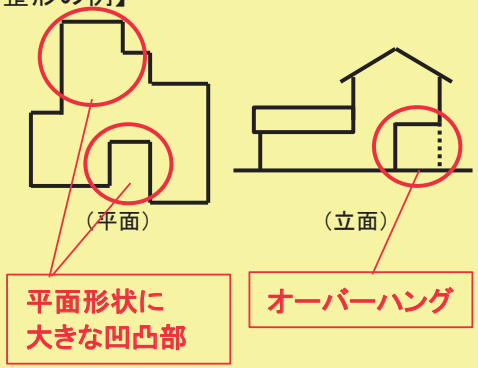


## ☑ 劣化の状況（著しい劣化が生じていないことを確認）

【例】

基礎にひび割れがないか

外壁にひび割れや剥落がないか

## ☑ 接合部の金物があること（小屋裏、床下等を目視等により確認）

**ＮＧ例**

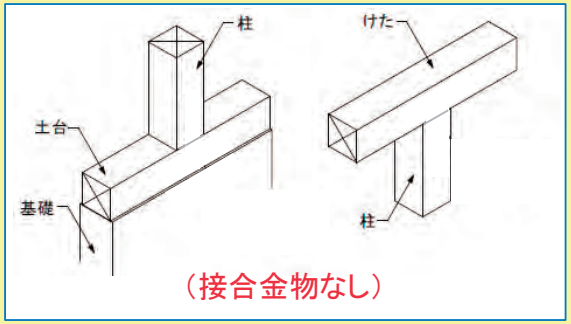

（接合金物なし）

**ＯＫ例**

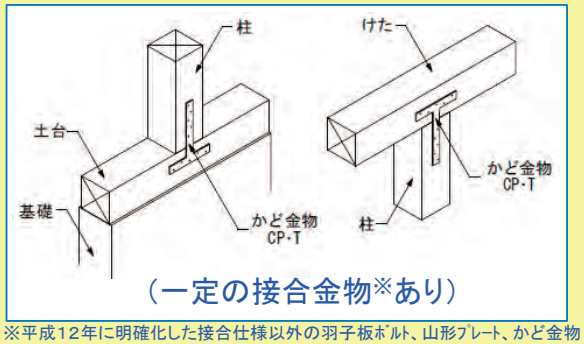

（一定の接合金物※あり）

※平成12年に明確化した接合仕様以外の羽子板ボルト、山形プレート、かど金物等でも可

## ☑ 壁の配置バランス（1階外壁の状況を簡易な計算により確認）

無開口壁の長さ／壁の全長 ≧0．3

**ＮＧ例**

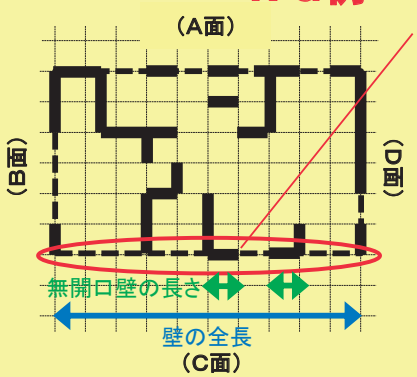


各面毎に算定

A面：
6／10＝0．6＞0．3
OK
B面：
3／6＝0．5＞0．3
OK
C面：
2／10＝0．2＜0．3
NG
D面：
5／6＝0．83＞0．3
OK

**ＯＫ例**

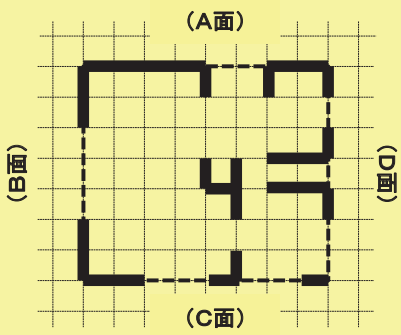


A面：
6／8＝0．75＞0．3
OK
B面：
4／7＝0．57＞0．3
OK
C面：
4／8＝0．5＞0．3
OK
D面：
3／7＝0．43＞0．3
OK

⇒ 全てに適合している場合は、「耐震性あり」の判定
（不適合な項目がある場合は、「専門家による検証」又は「耐震診断」を実施）

# 「専門家による効率的な検証」の方法について

国土交通省

○所有者等から提供された情報を活用して、専門家による検証を実施し、一定の評点以上であることを確認。

## 通常の耐震診断（一般診断法）

### ■専門家による現場調査

専門家が現地に赴いて、半日～１日程度かけて耐震診断に必要な建物調査を実施。

**＜実測図の作成＞（図面がない場合）**
現場での実測に基づいて新たに作成

**＜壁の耐力に関する調査＞**
壁（耐力壁、雑壁）の仕様・配置等の確認

**＜柱接合部に関する調査＞**
・壁周辺の柱頭・柱脚接合部の仕様の確認

**＜基礎に関する調査＞**
・基礎の仕様、施工状況等の確認

**＜劣化状況のチェック＞**
建物の内部・外部について網羅的に調査

### ■専門家による診断

専門家による現場調査に基づき、評点を算出して判定。

効率化

## 専門家による効率的な検証（一般診断法に準じた方法）

### ■所有者等からの情報提供

新耐震基準以降の建物であることを踏まえ、所有者やリフォーム業者でも調査できるよう、ポイントを限定。

**① 図面の提供**
平面図等の提供、実際の建物と図面との照合

**② 写真の撮影**
外観、接合部等の写真を撮影

接合部　※天井裏等から撮影

**③ 劣化状況のチェックリストの作成**
主要な5項目に絞ってチェック（外壁、屋根、基礎、居室の傾斜、浴室）

### ■専門家による検証

所有者等からの情報提供に基づき、一般診断法と同様に検証。（診断プログラムも一般診断法のものを活用。）

# 建物も あなたと同じ 健康診断

**平成28年6月より 定期報告制度が 変わりました**

外壁タイルの打診

エレベーターの主索検査

遊戯施設の探傷試験

換気設備の風量測定

防火設備の駆動装置検査

定期調査を実施しましょう

特定建築物 定期調査報告マーク

防火設備 定期検査報告マーク

# 建築物防災週間

建物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防いだり、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

**8·30(水)▶9·5(火)**

定期検査を実施しましょう

昇降機等 定期検査報告マーク

建築設備 定期検査報告マーク

国土交通省・建築物防災推進協議会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会）

# 介護保険住宅改修事業者研修会

### 研修の目的

介護保険法上では、住宅改修工事施工事業者（以下「事業者」という。）を指定する制度がないため、介護保険の住宅改修は誰でも自由に行うことができます。

このため、利用者の状態にあった住宅改修が適切に行われるには、事業者及び住宅改修工事の質の向上を図る必要があることから、本市の被保険者に係る住宅改修の施工実績がある事業者等を対象に、制度の周知及び自立支援のための適切な施工事例等について理解を深める研修を実施します。

なお、平成 30 年度の受領委任払いが可能な事業者となるためには、この研修を修了している必要があります。

## 開催日
平成29年10月19日(木)

## 時間
13:00～16:00

## 場所
JMSアステールプラザ「中ホール」
(中区加古町4−17)

## 問い合せ先
広島市介護保険課
TEL　082−504−2183

## <月　間　行　事>

平成29年８月１日～平成29年８月31日

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○８月２日 | 広島県消費生活課建築相談 | 於：広島県生活センター | 苗村住宅委員出席 |
| ○８月４日 | 広島県木造住宅生産体制強化推進協議会 | 於：広島県庁 | 大木主任出席 |
| ○８月８日 | こだわりの建築展実行委員会 | | |
| ○８月９日 | 情報・編集委員会 | | |
| ○８月17日 | 建築士審査会 | 於：広島県庁 | 小西会長出席 |
| ○８月21日 | 建築士定期講習 | 於：広島商工会議所 | 52名出席 |
| ○８月22日 | 日事連総務財務委員会 | 於：日事連会議室 | 車田副会長出席 |
| ○８月23日 | 総務渉外委員会 | | |
| ○８月24日 | 広島市住宅相談 | 於：広島市役所 | 立石指導委員長出席 |
| | 適合証明技術者講習（追加登録） | 於：建築サロン | ６名出席 |
| ○８月25日 | マンション改修セミナー（仮設計画勉強会） | 於：ＲＣＣ文化センター | 35名出席 |
| ○８月28・29日 | 日事連中四国ブロック協議会 | 於：ＡＮＡクラウンプラザホテル岡山 | |
| | | 小西会長・車田副会長・河原専務理事・長谷川職員出席 | |
| ○８月28日 | 建築士定期講習 | 於：三原リージョンプラザ | 25名出席 |
| | 青年ワーキンググループ | 於：日事連会議室 | 村田理事出席 |
| | 元廣清志氏旭日双光章受章記念祝賀会 | 於：尾道国際ホテル | 宮本副会長出席 |
| ○８月29日 | ひろしま住生活月間実行委員会運営委員会・総会 | 於：広島県庁 | 大木主任出席 |
| | 広島市空き家対策協議会 | 於：広島市役所 | 大木主任出席 |
| ○８月31日 | 管理建築士講習 | 於：建築サロン | 12名出席 |

## <今後の行事予定>

| | | |
|---|---|---|
| ○９月６日 | 防火設備定期検査業務基準および実務講習会 | 於：広島商工会議所 |
| ○９月７日 | 地盤のことがわかる講習会 | 於：合人社ウェンディひと・まちプラザ |
| ○９月14日 | 賛助会員ＰＲセミナー | 於：ベイタウン尾道 |
| ○９月15日 | 三役会・理事会 | |
| ○９月21日 | 建築士定期講習 | 於：ふくやま市民交流館 |
| ○10月５日 | 青年話創会2017和歌山大会 | 於：ホテルアバローム紀の国 |
| ○10月６日 | 第41回建築士事務所全国大会 | 於：和歌山県民文化会館 |
| ○10月11日 | 既存住宅状況調査技術者講習（新規） | 於：広島商工会議所 |
| ○10月18日 | 既存住宅状況調査技術者講習（移行） | 於：広島商工会議所 |

## －１０年のあゆみ②－

８月号より連載中の法人設立40周年記念－10年のあゆみ－。今月号は平成21年度と平成22年度を振り返っていきます。

### 平成21年度

| 月日 | 行　　事 |
|---|---|
| 4. 3 | 賛助会員部会設立に向けての打合せ |
| | 会場/建築サロン |
| 4.13 | 「広島県の建築士事務所ガイド」が国立国会図書館の蔵書になりました |
| 5.12 | 管理建築士講習 |
| | 会場/広島国際会議場 |
| | 参加者/116名 |
| 5.28 | ㈳広島県建築士事務所協会　平成21年度通常総会 |
| | 会場/リーガロイヤルホテル広島 |
| | 参加者/189名 |
| | ㈳広島県建築士事務所協会賛助会員部会設立の会 |
| | 第6回ひろしま建築文化賞受賞者表彰式 |
| 6. 5 | 建築士定期講習（建築士会と共催） |
| | 会場/広島県情報プラザ |
| 6.18 | 平成21年度広島県建築物安全安心推進協議会 |
| | 広島県建築確認円滑化対策連絡協議会 |
| | 会場/広島県立総合体育館 |
| 7.27 | 賛助会員部会設立懇親会 |
| | 会場/平和大通り電気ビル |
| 8.20 | 建築士定期講習（建築士会と共催） |
| | 会場/ウェルサンピア福山 |
| 9. 3 | 建築士定期講習（建築士会と共催） |
| | 会場/広島県情報プラザ |
| 9.17 | 管理建築士講習 |
| | 会場/八丁堀シャンテ |
| | 参加者/127名 |
| 10. 6 | 管理建築士講習 |
| | 会場/ウェルサンピア福山 |
| | 参加者/92名 |
| 10. 9 | 第34回建築士事務所全国大会 |
| | 会場/愛媛県立文化会館 |
| | 参加者/直井会長以下38名 |
| 10.21 | 広島県との意見交換会 |
| | 会場/八丁堀シャンテ |
| | 参加者/広島県5名、協会9名 |
| 10.24 | ひろしま住生活月間 |
| ～25 | 会場/ひろしまフードフェスティバル会場 |

| 月日 | 行　　事 |
|---|---|
| 10.27 | 管理建築士講習 |
| | 会場/八丁堀シャンテ |
| | 参加者/127名 |
| 10.31 | 第1回建築士事務所キャンペーン |
| 11. 1 | 会場/TOTO DAIKEN YKK AP広島コラボレーションルーム |
| | 参加者/110名 |
| 11. 6 | 業務報酬基準・工事監理ガイドライン講習会 |
| | 会場/八丁堀シャンテ |
| | 参加者/110名 |
| 11.20 | 技術委員会見学会（協力：中国電力） |
| | 会場/島根原子力発電所3号棟ほか |
| | 参加者/金井技術担当理事以下49名 |
| 11.20 | 構造設計一級建築士資格者育成講習会（RC造） |
| ～21 | 会場/建築サロン　合計２日間開催 |
| 11.22 | ひろしま住まいづくり連絡協議会主催 |
| | 第1回「住まいづくりセミナー」 |
| | 会場/広島市まちづくり市民交流プラザ |
| 12. 2 | 建築３会及び日事連との共同要望活動 |
| | 会場/広島市役所 |
| 12. 3 | 建築士定期講習（建築士会と共催） |
| | 会場/広島県情報プラザ |
| 12. 4 | 構造設計一級建築士資格者育成講習会（RC造） |
| ～5 | 会場/建築サロン　合計２日間開催 |
| 12.17 | 構造設計一級建築士資格者育成講習会（S造） |
| | 会場/建築サロン　合計３日間開催 |
| 1. 7 | 平成22年新年互礼会 |
| | 会場/リーガロイヤルホテル広島 |
| | 参加者/189名 |
| 1.13 | 「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」中四国ブロック連絡会議 |
| | 会場/鯉城会館 |
| 1.29 | 設備設計一級建築士資格者養成講習会 |
| | 会場/建築サロン |
| 2.26 | 一級建築士を目指す技術者のためのセミナー |
| | 会場/建築サロン |

## 平成22年度

| 月日 | 行　　事 |
|---|---|
| 4.14 | 管理建築士講習<br>会場/八丁堀シャンテ<br>参加者/137名 |
| 4.22 | 一級建築士を目指す技術者のためのセミナー<br>会場/福山市市民参画センター |
| 4.27 | 建築確認手続き等の運用改善に係る講習会<br>会場/広島国際会議場　　計2回開催 |
| 5.20 | 建築確認手続き等の運用改善に係る講習会<br>会場/福山商工会議所 |
| 5.21 | 広島ガスリビングフェア（住宅相談会） |
| ～22 | 会場/広島県立産業会館東館<br>参加者/4,600名 |
| 5.28 | ㈳広島県建築士事務所協会　平成22年度通常総会<br>会場/リーガロイヤルホテル広島<br>参加者/151名 |
| 6. 9 | 建築士定期講習（建築士会と共催）<br>会場/広島県情報プラザ |
| 6.24 | 広島市公共工事入札制度に関する要望書を副市長に提出<br>会場/広島市役所 |
| 7. 9 | 管理建築士講習<br>会場/福山労働会館「みやび」<br>参加者/93名 |
| 7.26 | 協会正会員（理事）と賛助会員との懇親会<br>会場/広島パシフィックホテル<br>参加者/正会員18名、賛助会員47名 |
| 7.29 | 賛助会員による省エネ・技術セミナー<br>会場/平和大通り電気ビル<br>参加者/正会員47名、賛助会員12名 |
| 8. 4 | 建築士定期講習（建築士会と共催）<br>会場/広島県情報プラザ |
| 8.26 | 平成22年度広島県建築物安全安心推進協議会<br>会場/広島県庁自治会館 |
| 8.27 | UIA2011東京大会記念ひろしまイベント実行委員会<br>会場/建築サロン |
| 9. 6 | 新公益法人制度移行勉強会事務局会議<br>会場/ピュアリティ―まきび（岡山市） |
| 9.27 | 顧問懇談会<br>会場/鯉城会館<br>参加者/顧問6名、協会8名、政研7名 |

| 月日 | 行　　事 |
|---|---|
| 9.11 | 中国地方整備局と建築三会による意見交換会<br>会場/建築サロン<br>参加者/整備局7名、士会2名JIA2名、協会6名 |
| 10. 1 | 第35回建築士事務所全国大会<br>会場/帝国ホテル（東京）<br>参加者/村田会長以下19名 |
| 10. 2 | 建築構造技術者等育成講習会（ＲＣ造編1～3）<br>会場/建築サロン　合計3回開催 |
| 10. 7 | 管理建築士講習<br>会場/八丁堀シャンテ<br>参加者/162名 |
| 10.13 | 広島県との意見交換会<br>会場/八丁堀シャンテ<br>参加者/広島県4名、協会13名 |
| 10.30 | ひろしま住生活月間 |
| ～31 | 会場/ひろしまフードフェスティバル会場 |
| 11. 6 | 第2回建築士事務所とつくるこだわりの住まい展 |
| ～ 7 | 会場/平和大通り電気ビル<br>参加者/88名（2日間） |
| 11.13 | 建築物耐震診断等評価委員会報告書等のデジタル化（ＣＤ－Ｒ）提出開始 |
| 11.26 | 正会員向けの木造住宅耐震診断実技講習会<br>会場/広島市まちづくり市民交流プラザ |
| 12. 5 | 建築構造設計技術者等育成講習会（Ｓ造編1～3）<br>会場/建築サロン　合計3回開催 |
| 1. 7 | 平成23年新年互礼会<br>会場/リーガロイヤルホテル広島<br>参加者/村田会長以下185名 |
| 1.29 | 木造住宅耐震セミナー、耐震相談会（ひろしま住まいづくり支援ネットワーク主催）<br>会場/広島国際会議場<br>参加者/47名 |
| 3.11 | 第28回協会親睦ボウリング大会<br>会場/ヒロデンボウル<br>参加者/28組、84名 |
| 3.22 | 平成22年度広島県建築物安全安心推進協議会<br>会場/広島県庁 |
| 3.30 | 広島県福祉のまちづくり推進協議会総会<br>会場/広島県庁自治会館 |

委員会報告

# 正会員と賛助会員との意見交換会及び懇親会を終えて

賛助会員部会

７月14日（金）の理事会終了後、メルパルク広島８階　ブルートパーズにおいて、「正会員と賛助会員との意見交換会及び懇親会」が行われました。正会員35名、賛助会員41名、事務局４名の総勢80名の参加者で、会場は大いに盛り上がりました。

賛助会員部会の梅田部会長の開会のあいさつ、小西会長の乾杯の発声で、会は始まりました。会も半ばにさしかかったころ、恒例の新入会の会員によるアピールタイムが始まりました。みなさん、約１分の持ち時間を有意義に利用し、各社のアピールで場は盛り上がりました。続いて、各委員会からのアピールタイムがあり、講習会への参加を呼びかけました。熱気はますます高まり、会場内のボルテージは最高潮に達しました。

多くの会員様から参加してよかったとの声をいただきました。ある賛助会員の方からは、全国を回ってきたが、正会員と賛助会員が和気あいあいと交流することができる広島会は素晴らしいとのお褒めの言葉もいただきました。

熊野副部会長による一本締めで会は終了しました。次回も皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。

梅田部会長

小西会長

原設計
藤井理事

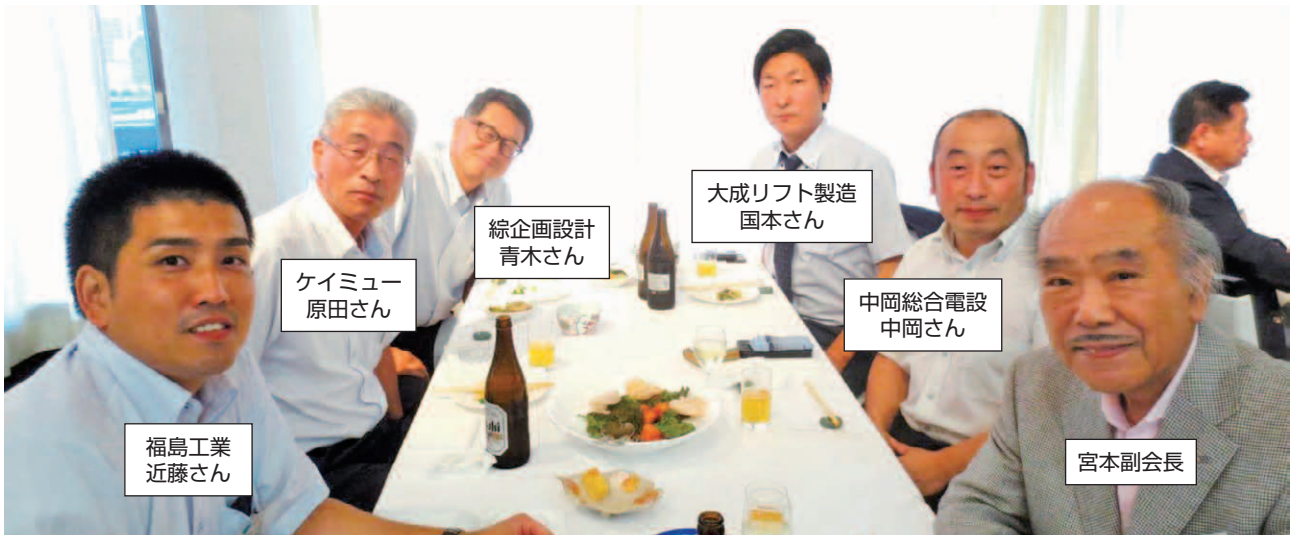
福島工業
近藤さん

ケイミュー
原田さん

綜企画設計
青木さん

大成リフト製造
国本さん

中岡総合電設
中岡さん

宮本副会長

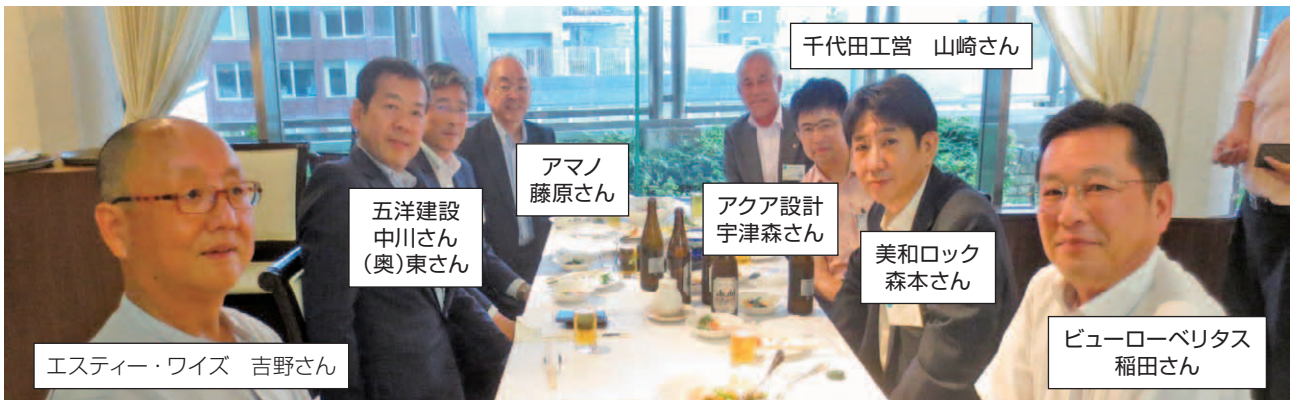


## 事務局よりお詫び

この度、写っていない会員の皆様、誠に申し訳ございませんでした。

防災設備講習会の告知をする
熊野さんと永易さん

熊野副部会長による一本締め

詳しくはホームページで
三和シヤッター 検索

三和シヤッター

●ガラス製のたれ壁とは異なり、地震などによるひび割れ、落下した際のガラス飛散の心配がいらない。
●中桟や下枠が無いので、見通しが良くスッキリとした意匠。
●壁面に下地が不要で、取り付けも片側からの作業が可能なので、設置コストを低減。

防煙たれ壁『サンスモーク』
**防煙シート テンションタイプ BTS**

三和グループ 三和シヤッター工業株式会社 082-297-3014

# ㈱鹿島技研

[取り扱い工種]
鉄骨工事（柱脚販売/施工代理店）

営業責任者 藤 井 信 裕
住　　所 〒732-0048 広島市東区山根町24-20
（本部直通） TEL：0948-62-2828 FAX：0948-62-2877
U R L http://kajima-g.ecgo.jp
E-Mail kajima-is@earth.ocn.ne.jp

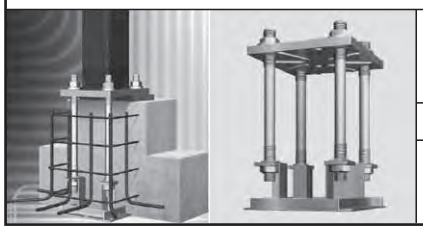

## 露出型弾性固定柱脚工法 ISベース（アイエス）

（財）日本建築センター評定／国土交通大臣認定

| 安い | 早い | 強い |
|---|---|---|

システムを売る建材の専門商社

**株式会社アマノ**

広島支店
広島県安芸郡坂町北新地4丁目2番30号
東部流通団地
Tel(082)885−3411 Fax (082)885−3400
本　社／尾道　支店／尾道・福山
営業所／松山・三原・岡山・山陰・備北
山口・鳥取・東京

建設資材の総合販売及施工

杭　地　業：PHCパイル(日本ヒューム・ジャパンパイル・日本コンクリート工業)
工法(HiFB・ハイパーメガ・ハイパーストレート・EAZET・アットコラム)：
場所杭：杭引抜工
地盤改良：柱状改良(テノコラム)・表層改良(エルマッド)・砕石パイル
地質調査：ボーリング・サウンディング試験
外壁工事：ALC(旭化成)・押出成型セメント板(ノザワ・神島化学工業)
サイディング(ケイミュー・ニチハ)
住設工事：ユニットバス・システムキッチン・洗面化粧台(LIXIL・TOTO・タカラ・パナソニック他)
介護用ユニットバス(積水ホームテクノ・大和重工・パナソニック)
その他工事：住金システム建築・大断面構造・屋根工事・太陽光発電
什器備品・木製建具・エレベーター
外構工事：膜屋根・アルミハニカムパネル・雨水流出抑制・防災関連製品
ストリートファニチャー・フェンス・門扉・シェルター・自転車置場・インターロッキング

止水ドア
**アクアード**
（片開きスチールタイプ）
ビルや店舗・工場・マンション等の通用口に！

近年多発するゲリラ豪雨による急な増水は予測不能で、日頃の備えが必要です。「アクアード」は一般のスチールドアと同じように開閉でき、浸水のおそれのある非常時には、簡単な操作で止水できる止水ドアです。

簡単操作で止水！ 止水高さは3mまで！ 軽い開閉操作！

文化シヤッター株式会社 ホームページ http://www.bunka-s.co.jp/
本　社 〒113-8535 東京都文京区西片1丁目17-3 tel：03-5844-7111
中四国支店 〒734-0013 広島県広島市南区出島2-4-49 tel：082-256-6700

# マンション管理士会とマンション計画修繕部会との意見交換会を終えて

マンション計画修繕部会

過去のマンションブームがあり、現在は早いマンションでは２回目のマンション大規模修繕の時期に来ています。我々マンション計画修繕部会（以下、計画部会）は、勉強会を通じて技術研鑽に勤しみ、またマンション管理組合等からの相談にも対応できる組織づくりを構築しています。

7月24日に情報交換の一環として、（一社）広島県マンション管理士会（以下、管理士会）とはじめての意見交換会を行いました。計画部会からは奥河内部会長以下７名、管理士会からは室田理事長以下８名の参加がありました。

コーディネーター役の立石委員（計画部会）から、「計画修繕部会には、コンサルタントと施工業者がいる。管理士会さんを含め、管理組合・コンサルタント・施工業者のそれぞれの立場で積極的な意見交換をしましょう！」と話がありました。

管理士会では無料相談を定期的（年16回）に行っている。開催場所は広島市、呉市、尾道市、三原市など。広島市での昨年までの実績は100件弱で、うち営繕については20％を占めた。主な相談内容は、管理組合運営、管理会社について。相談事項については、パイププロテクター（赤さびを黒さびに替える）、積立金について、修繕預金運営について、修繕工事後のアフター関係（瑕疵）、大規模修繕の契約についてのトラブル、雨漏り対応等が主なものです。また、管理組合がコンサルの選び方がわからない。管理士会としても特定のコンサルタントを紹介するのは難しいので、事務所協会等なら紹介しやすい。等の意見がありました。このことは事務所協会のホームページの充実にも結び付きます。

その他にも「運営は管理士、設計はコンサル、施工は業者、トラブルは弁護士という風に分かれている。管理組合によって様々なパターンがあるが、お互いの信頼関係が重要である。」などといろいろな話が出て、意見交換会は大いに盛り上がりました。

最後に、マンション管理士会が今後、マンション計画修繕部会主催のセミナーに参加していくこと、お互いの相談会にも参加すること、これからも意見交換会を続けていくことで会は無事に終了しました。

その後有志で、懇親会を開き、交流はさらに深まりました。

意見交換会の模様

懇親会の模様

■建築基準法改正により

# 防火シャッター・防火ドアなどの防火設備の定期検査報告制度があらたに施行されます

（2016年6月1日から制度の運用が始まりました。）

**対象となる防火設備に対して、その所有者や管理者が維持管理している状態を、定期的に検査して報告する制度です。**

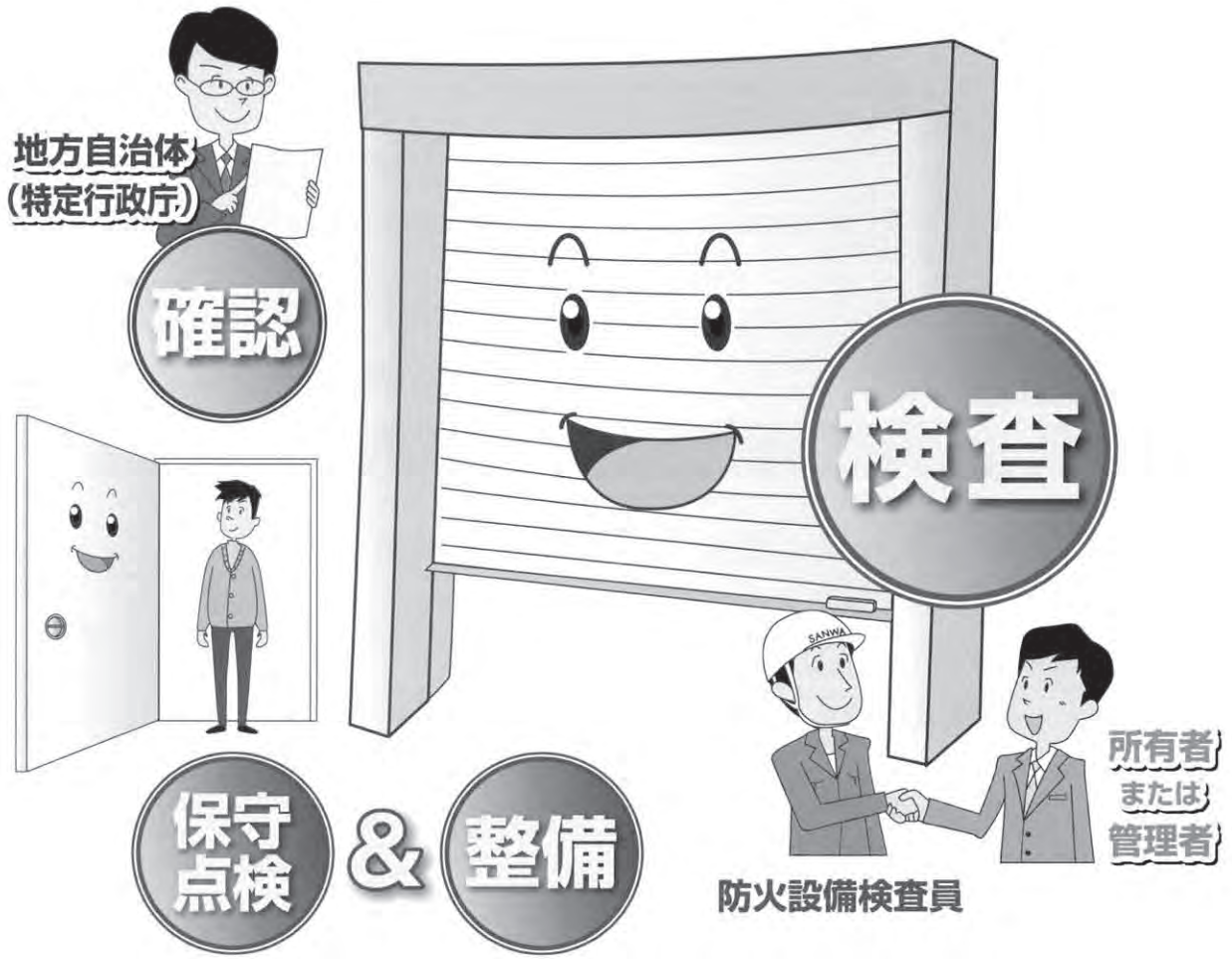


資料提供：三和シヤッター工業㈱

# 防火設備の定期検査報告制度はこうなります…

## ①〔定期調査・検査の枠組み〕

これまで「防火設備」については、特殊建築物等定期調査の一項目として扱われていますが、2014年6月4日に公布された建築基準法の改正内容により、防火設備の一部については、昇降機や排煙設備などの建築設備と同等に、専門的な**定期検査**として位置付けされることになりました。

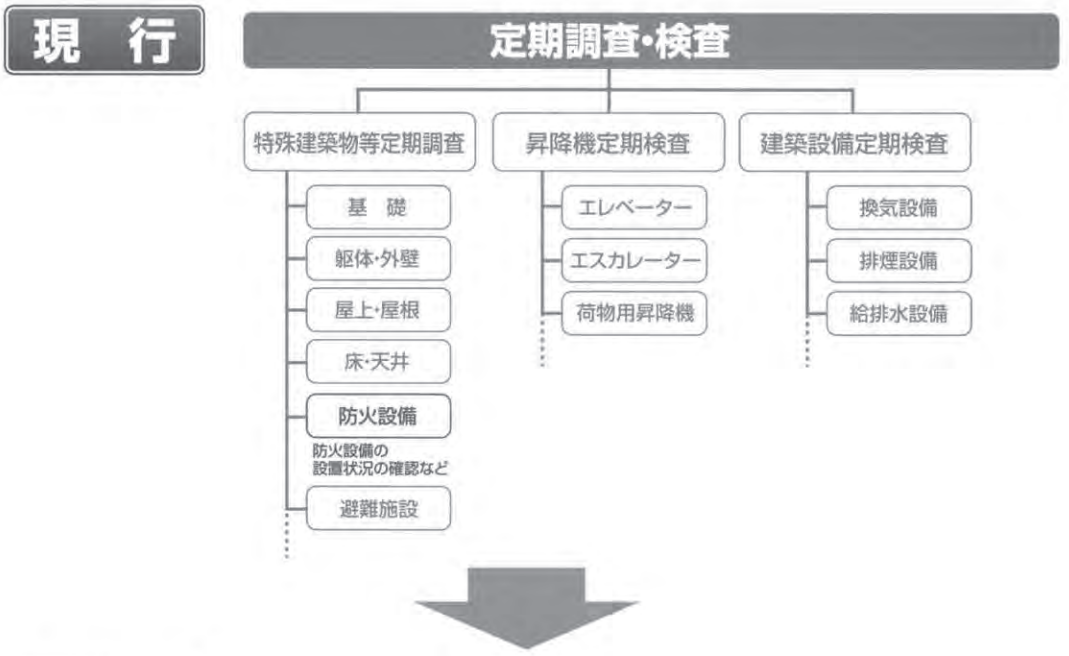


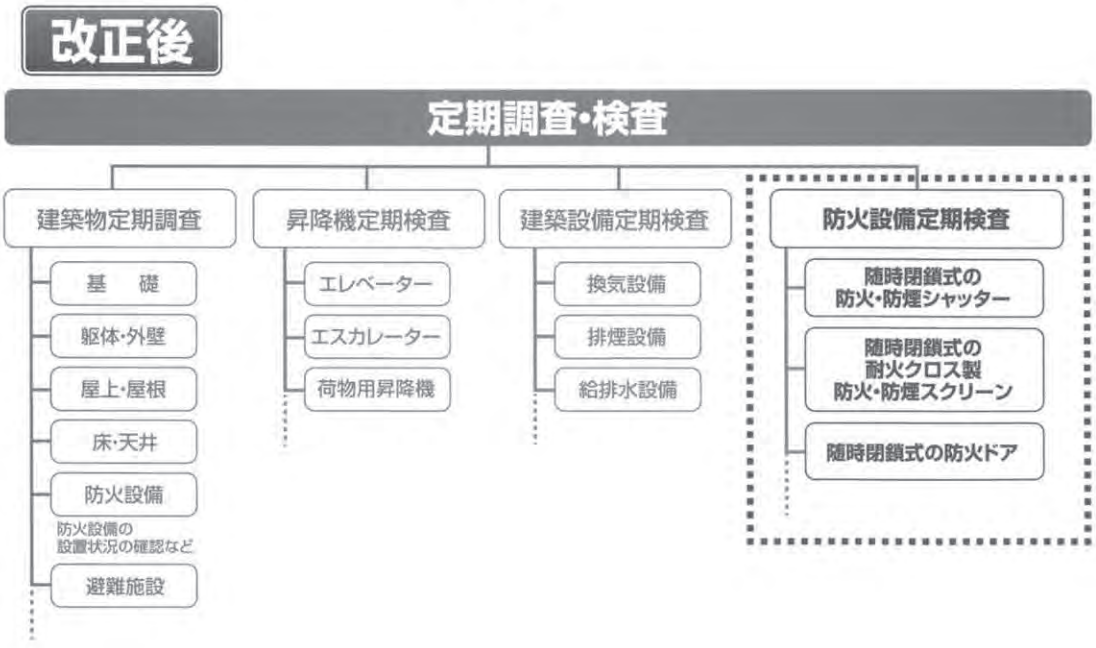

## 検査対象となる主な防火設備

※2016年1月21日に公布された国交省告示第240号による。

### 防火・防煙シャッター

随時閉鎖式

### 耐火クロス製防火・防煙スクリーン

随時閉鎖式

### 防火ドア

随時閉鎖式

＊常時閉鎖式の防火ドア及び外壁開口部の防火シャッターや防火ドアは建築物定期調査の対象になります。

## ② 〔法定検査の内容〕

法定検査の内容については、防火設備の専門的な項目が盛り込まれることになります。

### ～主な専門的検査項目～

- **駆動装置の状態の確認**
  （防火・防煙シャッター、耐火クロス製防火・防煙スクリーン）
- **煙・熱感知器との連動閉鎖確認**
  （防火・防煙シャッター、耐火クロス製防火・防煙スクリーン、防火ドア）
- **避難時停止装置（危害防止装置）の停止距離、運動エネルギーの測定**
  （防火・防煙シャッター、耐火クロス製防火・防煙スクリーン）
- **閉じ力、運動エネルギーの測定**（防火ドア）

# 〔法定検査の内容詳細～防火・防煙シャッターの例〕

※2015年12月4日に国から公表された原案より。

| | 検査項目 | | 検査事項 | 検査方法 | 判定基準(是正が必要な状態) |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 防火シャッター | 設置場所の周囲状況 | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況 | 目視により確認する。 | 物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。 |
| (2) | | 駆動装置 | 軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※ | 目視、聴診または触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと。 |
| (3) | | | 軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケットまたはロープ車の劣化及び損傷の状況※ | 目視、聴診または触診により確認する。 | 変形、損傷、著しい腐食、異常音または異常な振動があること。 |
| (4) | | | ローラチェーンまたはワイヤロープの劣化及び損傷の状況 | 目視、聴診または触診により確認する。 | 腐食があること、異常音があることもしくは歯飛びしていること、またはたるみもしくは固着があること。 |
| (5) | | | スプロケットの設置の状況※ | 目視により確認する。 | 巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。 |
| (6) | | カーテン部 | スラット及び座板の劣化などの状況 | 防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。 | スラットもしくは座板に変形、損傷もしくは著しい腐食があることまたはスラットに片流れもしくは固着があること。 |
| (7) | | | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況 | 目視または触診により確認する。 | 変形、損傷もしくは著しい腐食があることまたは固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。 |
| (8) | | ケース | 劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。 | ケースに外れがあること。 |
| (9) | | まぐさ及びガイドレール | 劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。 | まぐさもしくはガイドレールの本体に変形、損傷もしくは著しい腐食があることまたは遮煙材に著しい損傷もしくは脱落があること。 |
| (10) | | 危害防止装置 | 危害防止用連動中継器の配線の状況 | 目視により確認する。 | 劣化、損傷または脱落があること。 |
| (11) | | | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。 | 変形、損傷または著しい腐食があること。 |
| (12) | | | 危害防止装置用予備電源の容量の状況 | 予備電源試験スイッチなどを操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| (13) | | | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況 | 目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。 | 変形、損傷もしくは著しい腐食があることまたは防火シャッターの降下が停止しないこと。 |
| (14) | | | 作動の状況 | 防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチなどにより測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺などにより測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。 | 運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えることまたは防火シャッターが再降下しないこと。 |
| (15) | 連動機構 | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺などにより測定する。 | 煙感知器または熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。 |
| (16) | | | 感知の状況 | (26)、(27)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器などにより感知の状況を確認する。 | 適正な時間内に感知しないこと。 |
| (17) | | 温度ヒューズ装置 | 設置の状況 | 目視により確認する。 | 温度ヒューズの代わりに針金などで固定されていること、変形、損傷もしくは著しい腐食があることまたは油脂、埃、塗料などの付着があること。 |
| (18) | | 連動制御器 | スイッチ類及び表示灯の状況 | 目視により確認する。 | スイッチ類に破損があることまたは表示灯が点灯しないこと。 |
| (19) | | | 結線接続の状況 | 目視または触診により確認する。 | 断線、端子の緩み、脱落または損傷などがあること。 |
| (20) | | | 接地の状況 | 回路計、ドライバーなどにより確認する。 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。 |
| (21) | | | 予備電源への切り替えの状況 | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。 |
| (22) | | 連動機構用予備電源 | 劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。 | 変形、損傷または著しい腐食があること。 |
| (23) | | | 容量の状況 | 予備電源試験スイッチなどを操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| (24) | | 自動閉鎖装置 | 設置の状況 | 目視または触診により確認する。 | 取付けが堅固でないことまたは変形、損傷もしくは著しい腐食があること。 |
| (25) | | 手動閉鎖装置 | 設置の状況 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺などにより測定する。 | 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷もしくは著しい腐食があることまたは打ち破り窓のプレートが脱落していること。 |
| (26) | 総合的な作動の状況 | | 防火シャッターの閉鎖の状況 | 煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、または温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター((27)の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 | 防火シャッターが正常に閉鎖しないことまたは連動制御器の表示灯が点灯しないこともしくは音響装置が鳴動しないこと。 |
| (27) | | | 防火区画の形成の状況 | 建築基準法施行令第112条第9項の規定による区画を設けなければならない場合にあっては、当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器または熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。 | 防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこともしくは音響装置が鳴動しないことまたは防火区画が適切に形成されないこと。 |

※ 当該検査事項については、日常的に開閉するものに限る

# 〔構成部材の名称～上部電動式 防火・防煙シャッターの例〕

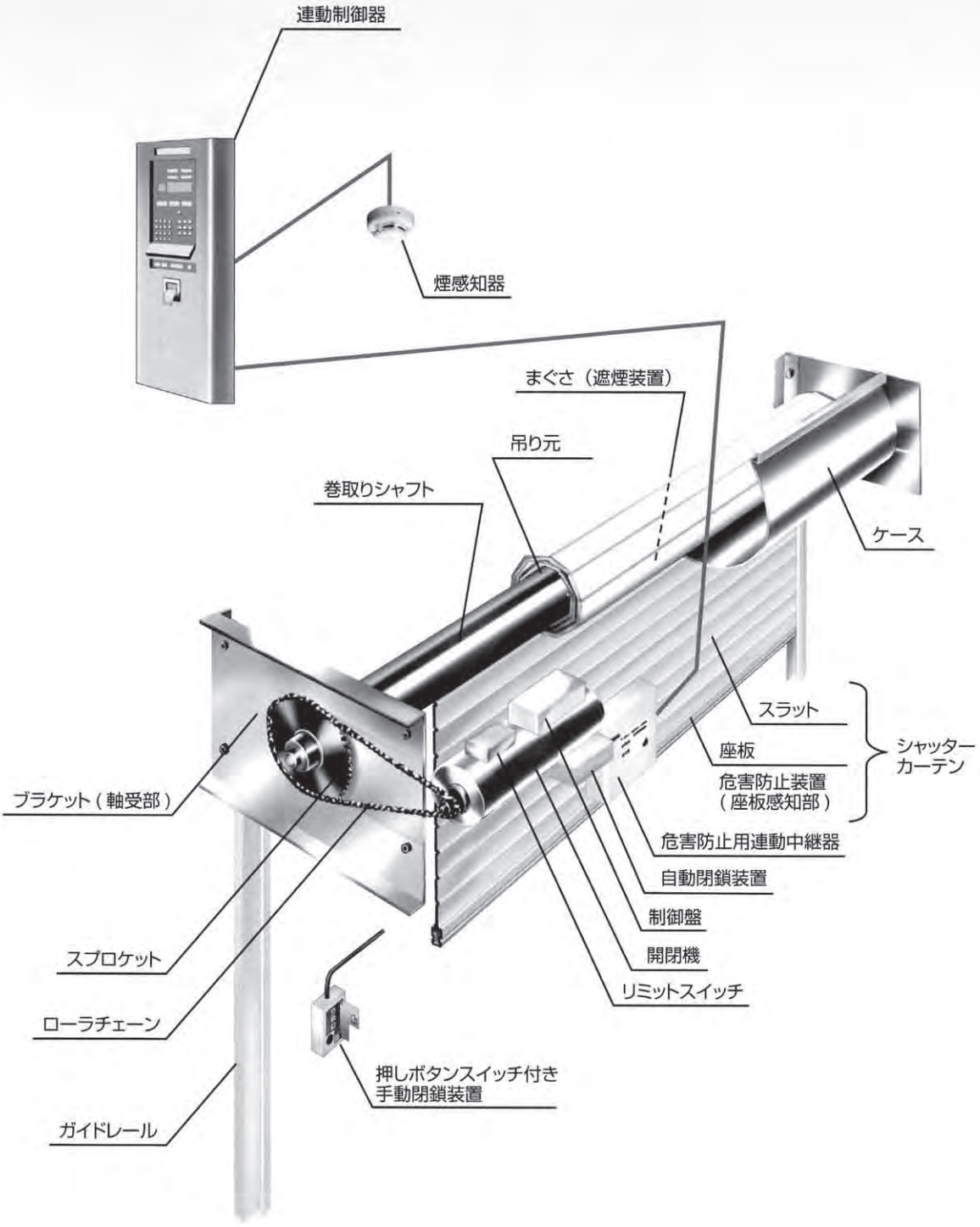

## ③〔検査対象となる建物の用途と位置・規模〕

**検査対象となる建物の用途と位置・規模については、国が法令により一律に定め、国が定めた以外をさらに地方自治体（特定行政庁）が、地域の実情に応じて指定をすることになります。**

### ●国が指定をする建物（用途）の基準:『特に防火上、安全上重要なもの』

- **不特定多数の人々が利用する建築物**
- **高齢者などの就寝の用に供する建築物**
- **避難弱者が利用する建築物**

### ●国が指定をすることになるもの ※2016年1月21日に公布された国交省告示第240号による。

| 対象用途 | |
|---|---|
| 劇場、映画館または演芸場 | |
| 観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂または集会場 | |
| 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）または高齢者や障害者などの就寝の用に供するもの※ | |
| 旅館またはホテル | |
| 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場 | いずれも学校に付属するものを除く |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗 | |

※高齢者や障害者などの就寝の用に供するものは次に掲げるとおり

①サービス付き高齢者向け、または、認知症老人もしくは障害者の共同生活援助の事業の用に供する共同住宅及び寄宿舎
②助産施設、乳児院及び障害児入所施設
③助産所
④盲導犬訓練施設
⑤救護施設及び更正施設
⑥老人短期入所施設その他これに類するもの
⑦養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
⑧母子保健施設
⑨障害者支援施設及び福祉ホーム

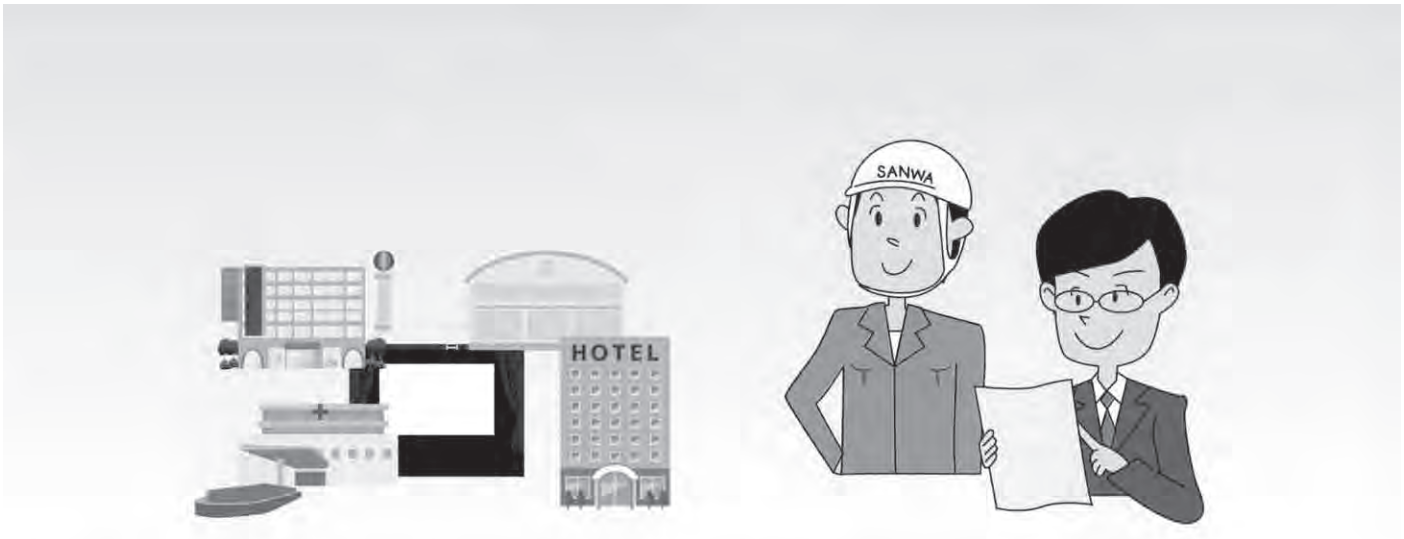


| | 対象用途の位置と規模（いずれかに該当するもの）＊該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外 |
|---|---|
| | ①3階以上の階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>②客席の床面積が200㎡以上のもの<br>③地階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>④主階が1階にないもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>〈例〉3F 客席 80㎡ / 2F 客席 110㎡ / 1F 楽屋 80㎡ |
| | ①3階以上の階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>②客席の床面積が200㎡以上のもの<br>③地階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの） |
| | ①3階以上の階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>②床面積が200㎡以上のもの<br>③地階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>〈例〉3F 80㎡ / 2F 80㎡ / 1F 80㎡ → 計200㎡以上<br>避難階のみにあるものを含む |
| | ①3階以上の階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>②2階の床面積が300㎡以上のもの<br>③地階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの） |
| | ①3階以上の階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>②床面積が2,000㎡以上のもの |
| | ①3階以上の階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの）<br>②2階の床面積が500㎡以上のもの<br>③床面積が3,000㎡以上のもの<br>④地階にあるもの（床面積が100㎡を超えるもの） |

●地方自治体（特定行政庁）が指定をする可能性があるもの

| 用途 |
|---|
| 学校または学校に附属する体育館、事務所など |

**＊地方自治体（特定行政庁）は、国が法令により定めたものを含めて、個別に指定をする建物の所有者に対し、周知を開始しています。**

■検査の対象は指定される建物の防火設備の内、以下の防火区画などに設けられた随時閉鎖式の防火設備（全数）になります。

※2016年1月21日に公布された国交省告示第240号による。

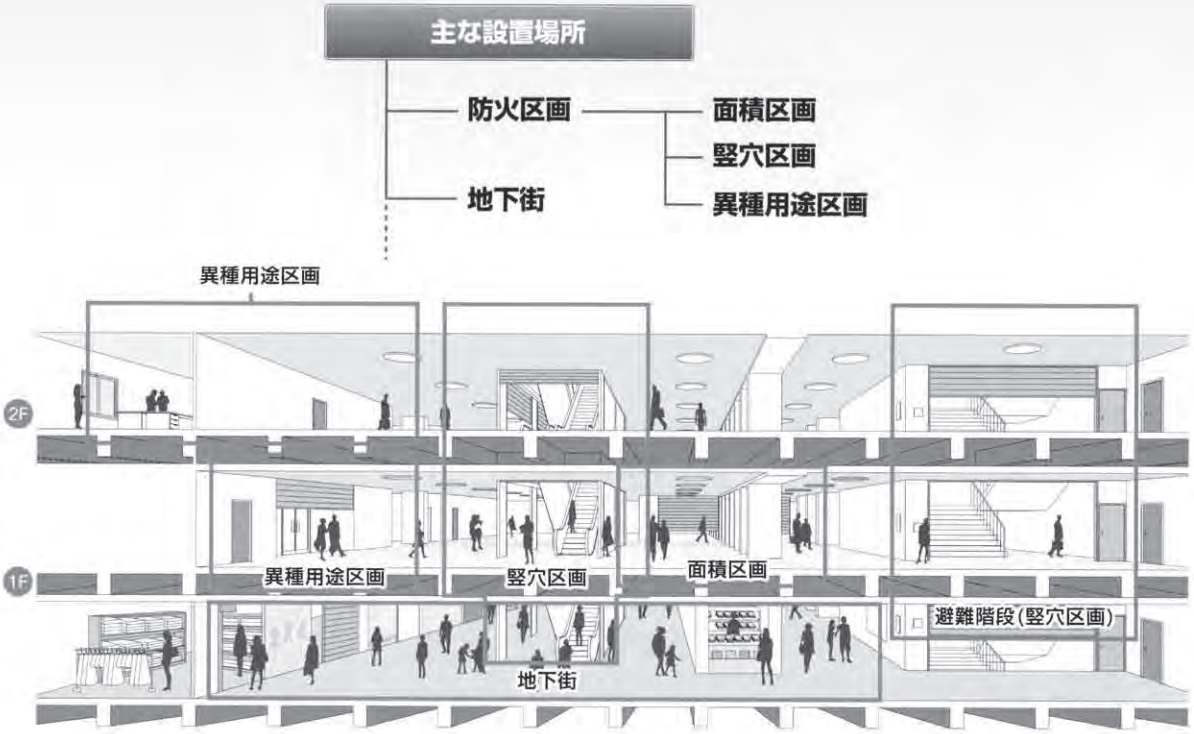


## ④〔検査頻度〕※2016年2月29日に公布された国交省省令第10号による。

検査頻度は、原則として年1回とされています。

＊制度開始当初については、経過措置として、3年以内に初回の報告を行うこととされています。

## ⑤〔検査・報告の流れと資格者〕

検査の対象となる建築物の所有者や管理者は、一級・二級建築士または防火設備検査員に検査をさせ、その結果を地方自治体（特定行政庁）に報告することになります。

■新たに導入される防火設備検査員の資格者証は国土交通大臣が交付することになります。

**専門的な知識と技術を有する資格者が検査を行います。**

# 防火設備の定期検査報告制度はこのような背景から導入されました…

## ●防火設備の定期検査報告制度に至る経緯

2013年10月の福岡市の診療所火災事故に対する再発防止策として、防火設備の維持管理に関する規定が強化されました。

**福岡市の診療所火災事故で浮かび上がる問題点（以下は当時の報道などから）**

**■被害拡大の主な要因…**

●温度ヒューズまたは感知器と連動する防火設備（防火ドア）が全て作動しませんでした。

●自動火災報知機などについては、消防法による消防設備点検が定期的に行われていましたが、**防火ドアなどの防火設備そのものの点検は、一度も行われてはいませんでした。**

**■問題点…**

1. 防火設備（防火・防煙シャッター、防火ドアなど）の設置基準は、消防法ではなく建築基準法で定められており、防火設備が正しく作動するかどうかの維持管理は建築基準法の範囲ですが、これまでは、防火設備について、専門的な検査基準と資格者に関する規定はありませんでした。
2. 建築基準法における定期調査報告の対象とするかどうかは、各自治体（特定行政庁）に委ねられており、当医院は報告対象外でしたが、これまで国が対象として指定出来る規定がありませんでした。

**今回、国が打ち出した解決策**

**■対策**

1. 建築基準法改正（2014年6月4日公布）で、防火設備の専門的な検査基準と資格者制度が導入されることになりました。
2. 一定の規模以上の、病院、有床の診療所または高齢者や障害者などに利用される施設に設けられた随時閉鎖式の防火設備については、一律に国が検査対象として指定することになりました。

# 防火設備と消防設備については法的に点検・検査の範囲が区分されています…

**防火設備** ➡ **建築基準法による位置付け**

○防火設備の主な役割

- ●延焼防止のための防火区画の形成。
- ●火災発生時の安全な避難経路の確保。

―― 枠内は防火設備を構成するシステムで、その点検・検査の範囲

**消防設備** ➡ **消防法による位置付け**

○消防設備（自動火災報知設備）の主な役割

- ●警報による火災発生の通報。

―― 枠内は消防設備（自動火災報知設備）を構成するシステムで、その点検の範囲

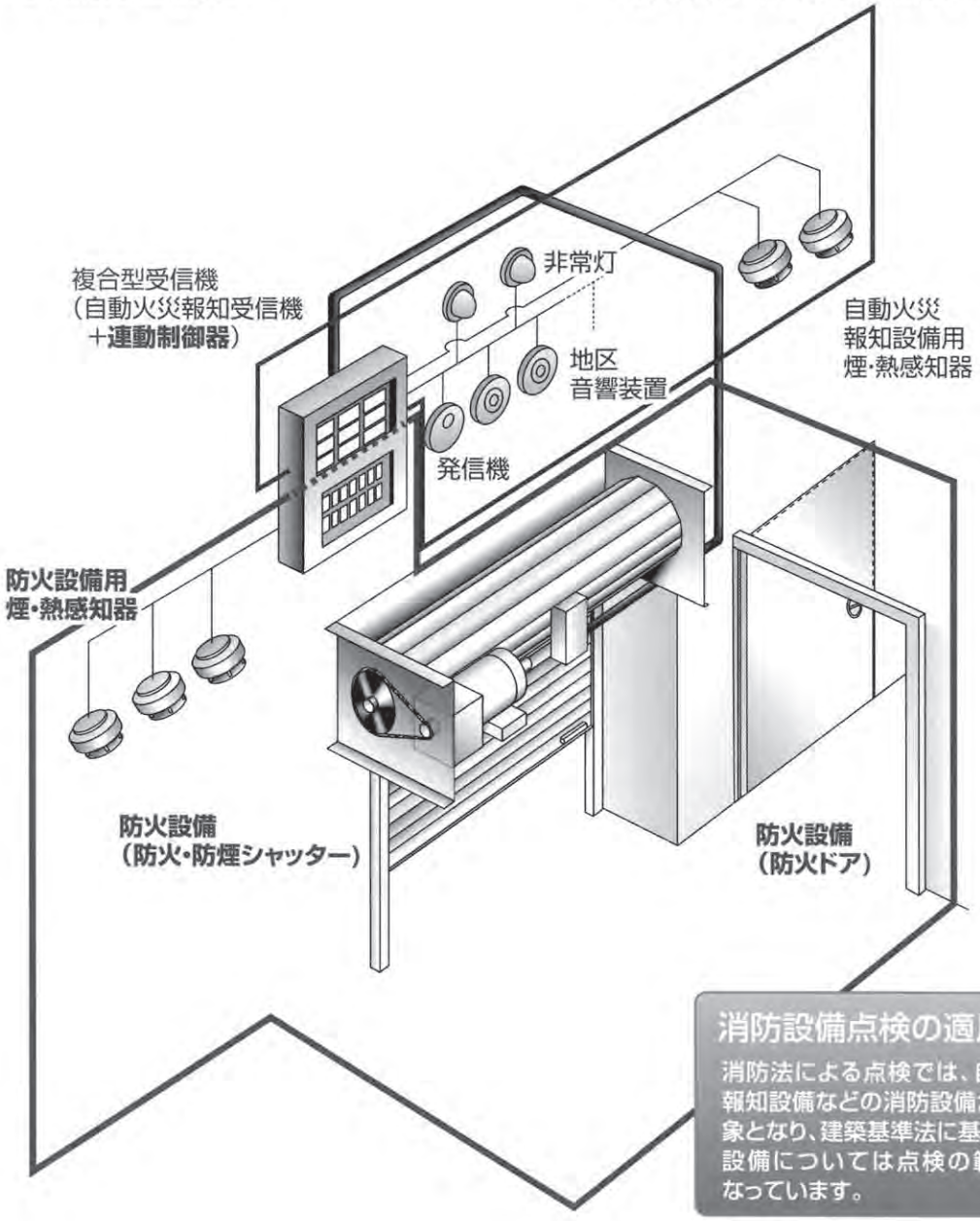


**消防設備点検の適用範囲**

消防法による点検では、自動火災報知設備などの消防設備が点検対象となり、建築基準法に基づく防火設備については点検の範囲外となっています。

# 防火設備と消防設備は両方とも維持管理が大切です…

**火災による被害拡大を防止するためには、自動火災報知設備などの消防設備点検と感知器、連動制御器を含む防火・防煙シャッター、防火ドアなどの防火設備の保守点検を両面で定期的に実施することが必要不可欠です。**

## 防火設備の保守点検

**法的背景**

建築基準法第8条（維持保全）
第12条（定期調査・検査報告義務）

**防火設備**

防火・防煙シャッター（感知器、連動制御器共）
耐火クロス製防火・防煙スクリーン（感知器、連動制御器共）
防火ドア（感知器、連動制御器共）他

**保守点検内容**

感知器との連動閉鎖確認や、防火設備の専門的な機能機構の点検の他にボルト・ねじ類の増締めや注油、閉鎖速度の調整（防火ドア）なども行います。

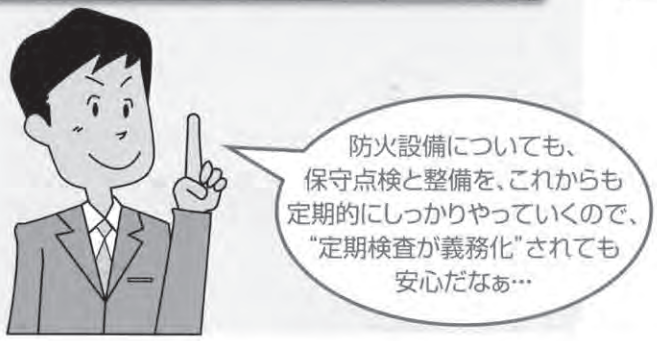


## 消防設備点検

**法的背景**

消防法第17条（消防設備の維持管理）
消防法施行規則第31条（点検及び報告）

**消防設備**

自動火災報知設備
スプリンクラー設備
屋内（屋外）消火栓設備他

**点検内容**

感知器と連動する音響装置や非常灯との通電状況の確認など。
（自動火災報知設備の場合）

**防火設備の定期検査報告制度への準備として、防火・防煙シャッターや防火ドアなどの定期的な保守点検（点検＋調整）と整備は極めて重要になります。**

# 防火シャッターなどには避難時停止装置（危害防止装置）の設置が義務付けられています…

**建築基準法施行令第112条第14項の改正で、2005年12月1日より防火区画などに用いる防火・防煙シャッターは、避難時停止装置（危害防止装置）の設置が必要となります。**

**◉防火設備の定期検査報告制度においては、避難時停止装置（危害防止装置）のない全ての防火・防煙シャッターは「要是正※」と判定されます。**

**（ただし、通行の用に供する部分以外に設けられている場合は適用されません。）**

※ 要是正:修理や部品の交換などにより是正することが必要な状態であり、所有者などに対して是正をうながすもの。

## ■避難時停止装置の動き

**煙（熱）を感知 ➡ シャッター閉鎖**

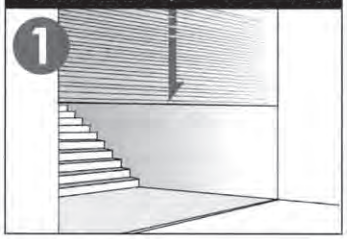


火災時に感知器からの信号を受けると、自動閉鎖装置（ブレーキ解放装置）が作動し、ブレーキが解放され閉鎖を始めます。

**障害物を検知 ➡ シャッター停止**

シャッター閉鎖中に座板スイッチが人などの障害物を検知すると、ブレーキが復帰し、シャッターが一旦停止します。

**シャッター再度閉鎖**

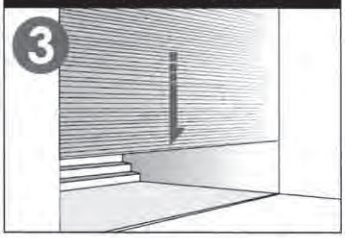


障害物がなくなると、約10秒後に再びブレーキが解放され、シャッターが閉鎖を開始します。

**閉　鎖**

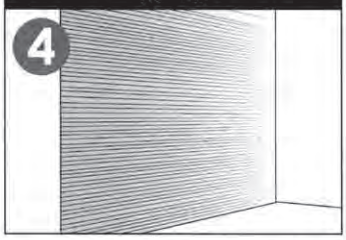


障害物がなくなると完全に閉まります。障害物を再度検知した場合は、❷と❸をくり返し、確実に閉鎖します。

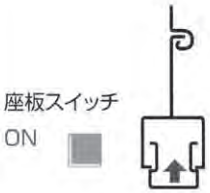

## ■既設の防火・防煙シャッターにも取り付けが可能

**後付けが可能なので危害防止装置を備えていない既設シャッターにもおすすめです。**
※サイズや型式の古いもの、また、他社商品には対応できない場合があります。

### ●有線式避難時停止装置

常時開放されている、手動式の防火・防煙シャッターに適した、コードリール方式の避難時停止装置です。自動閉鎖装置、危害防止用連動中継器、電気式手動閉鎖装置、コードリール、座板スイッチから構成されています。
常時開放となっている防火区画などへの設置を推奨します。
※電気式手動閉鎖装置は雨のかかる場所には設置できません。

### ●無線式避難時停止装置

コードレスなので意匠性が高く、シャッター全閉時のコードへのイタズラも心配ありません。また、施工の簡易化が図られていますので、既設シャッターの改修におすすめです。自動閉鎖装置、危害防止用連動中継器、電気式手動閉鎖装置、送・受信機、座板スイッチから構成されています。
管理用シャッターを兼ねた防火・防煙シャッターが多く設置されているショッピングセンターなどへの設置を推奨します。
※電池を搭載しているため、定期的に電池交換が必要です。
※電気式手動閉鎖装置と送信機は雨のかかる場所には設置できません。

**避難時停止装置の危害防止用連動中継器に内蔵されている
バッテリーは5年ごとに交換が必要です。**

**危害防止用連動中継器**

5年が経過すると、火災時の停電の際にバッテリーの電圧降下により防火シャッターが閉鎖しない状況が想定され、延焼防止のための防火区画が形成されないおそれがあります。また、同様の状況において、シャッターが降下中にシャッター閉鎖軌道上の人や障害物を検知できないおそれがあります。

**バッテリー交換時期表示シール**
危害防止用連動中継器の
バッテリー交換時期を示します。

**異常表示ランプ**
避難時停止装置の異常を点灯、
または点滅でお知らせします。
※停電時に発生した異常につい
ては、点灯(点滅)しません。

**電気式手動閉鎖装置**

お知らせ

平成 29 年 8 月

正会員各位

主催：一般社団法人　広島県建築士事務所協会
後援：広島県(予定)、(一財)日本建築防災協会

# 防火設備定期検査業務基準および実務講習会のご案内

平素より本会の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法により、国及び各特定行政庁が指定した建築物の防火戸・防火シャッター等の防火設備について、所有者が定期に一級、二級建築士または防火設備検査員に検査を行わせ、その結果を各特定行政庁に報告することが義務づけられました。

この度、建築士事務所向けの標記講習会を企画しましたのでご案内いたします。

防火設備検査員の資格取得のための講習ではありませんが、建築士事務所として防火設備定期検査業務の業務基準と具体的な実務についての知識を得て、定期検査報告、定期点検業務の適正な執行に寄与する機会となればと考えますので、ご案内申し上げます。

記

1．講習会日時　　平成２９年９月６日（水）　１３：００～１７：００
2．講習会場　　広島商工会議所　２０２会議室（広島市中区基町５番４４号）
3．受講料　　６，０００円（建築士事務所協会会員、国または地方自治体の職員）
　　９，０００円（会員外）
4．建築ＣＰＤ情報提供制度　　プログラム申請中（４単位）
5．定　員　　６０名（先着順とします）
6．テキスト
・「防火設備定期検査業務基準」・・・定価　４，３２０円（税込）
・「防火設備定期検査実務に関する説明資料」・・・非売品（受講料に含みます）
7．時間割

| 科　目 | 時　間 | 講　師 |
|---|---|---|
| ①開会挨拶<br>②来賓挨拶 | 13：00～13：05 | 主催者<br>広島県土木建築局建築課長 |
| ③建築基準法による定期報告等制度について | 13：05～13：30 | 広島県土木建築局建築課職員 |
| ④防火設備定期検査業務基準について | 13：30～15：30 | 防火設備検査員講習　講師 |
| 休　憩 | | |
| ⑤防火設備定期検査の実務について | 15：40～16：40 | 防火設備検査員講習　講師 |
| ⑥広島県内の現状報告について | 16：40～17：00 | (一社)広島県建築士事務所協会 |

8．申込締切　　平成２９年９月４日（月）必着

申込方法　窓口の場合・・・申込書・受講料を申込先(事務局)までご持参下さい。受講票をお渡しします。
振込の場合・・・下記振込先に受講料を振り込み、支払証明書の写しを申込書に添えて、
申込先(事務局)まで、FAX して下さい。
申込は、受講料納入で受付とします。受付後、受講票を FAX で送付します。

振込先　広島銀行　八丁堀支店　普通　1019274　一般社団法人広島県建築士事務所協会
（振込手数料は、各自ご負担下さい。）

## 平成 29 年度「防火設備定期検査業務基準及び実務講習会」

# 申込書　兼　受講票

受付印
(押印後受講票として扱います)

開催日　　平成２９年９月６日(水)　　受付１２：４５～

会　場　　広島商工会議所　2階　202会議室

申込書送付先（一社）広島県建築士事務所協会 **(FAX 082-221-8400)** あて

◆振込の方は、受講料を振込後、支払証明書の写しを添付の上、ＦＡＸにてお申込下さい。
◆直接、申込先（事務局）へご来所の方は、申込書・受講料をご持参の上お越し下さい。
◆当日は受講票を必ずお持ちください。
◆講習会を欠席された場合、受講料は返金いたしません。

受講番号 No.

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ふりがな | | | | | |
| 受講者氏名 | | | | | |
| 受講者の建築士資格の有無<br>該当事項の□に✓をつけて下さい | | □ 一級建築士 | □ 二級建築士 | □ 木造建築士 | □ 建築士免許なし |
| 事務所名 | | | | | |
| 所 在 地 | | 〒　　－ | | | |
| 電話番号 | FAX番号 | （　　） | | （　　） | |
| 電子メール | CPD番号<br>該当者のみ記入 | ＠ | | | |
| 事務所協会会員の有無<br>該当事項の□に✓をつけて下さい | | □ 会員　　□国または地方自治体の職員　　□ 会員でない | | | |
| 受講料（税込）<br>該当事項の□に✓をつけて下さい | | □ 6，000円(協会会員、国･地方自治体)　□ 9，000円（建築士事務所協会会員外） | | | |
| テキスト代(税込)<br>該当事項の□に✓をつけて下さい | | 防火設備定期検査業務基準 4，320円　　□ 要　　□ 不要 | | | |
| 受講料＋テキスト代<br>合 計 金 額 | | 円 | | | |
| | | □ 振込　　□ 現金 | | | |

支払証明書貼付欄

申込・問合せ先　（一社）広島県建築士事務所協会　事務局
広島市中区八丁堀５－２３オガワビル２階　　TEL　082-221-0600　　FAX　082-221-8400

# ≪協会員勧誘キャンペーン実施中≫

## ～新規協会員を勧誘した場合、感謝金１万円贈呈！～

### ※新規会員も入会金　０円！

## 協会員の特典

**受講料の割引**
**～技術力アップの支援～**

協会主催の講習会等の受講料の割引があります。
例 1)「知事指定・開設者等ための建築士事務所の管理研修会」(16,000 円→13,000 円)
例 2)「実例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防」研修会(2,500 円→無料)

**建築士事務所のための法律相談窓口**
**～建築に係る紛争が増えています～**

協会員専用の法律相談窓口を設けています。法律事務所に無料で相談できます。

**建賠保険の優遇**
**～リスクへの備え～**

日事連・建築士事務所賠償責任保険加入の際、割引価格(20％割引)で加入できます。また、協会員限定のオプションプランがあります。
※詳しくは、(有)日事連サービスTEL03-3552-1077

**業務支援ツールの無償提供**
**～業務の効率化支援～**

業務算定基準、業務のプロジェクト管理などを効果的かつ一元的に扱えるマネジメント支援ツール「JAAF-MST」を無償提供します。

**広島銀行の住宅建設ローン金利優遇**

協会員の建築設計や工事監理で住宅を新築又は購入される方に 0.1％の金利優遇があります。

**ネットワークの拡大**
**～豊富な人脈を業務に活かす～**

各種委員会活動、技術研修会・見学会への参加、賛助会員や他の建築団体との交流会、イベントへの参加をとおして、ネットワークを広げることができます。

**建築物耐震診断等評価料の割引**

当協会耐震診断等評価委員会での評価料が割引になります。
例)500 ㎡未満　200,000 円→130,000 円

**充実した情報提供**
**～設計・監理業務に最新情報は不可欠～**

建築士事務所にとって有用な情報が、適宜メール配信されます。また、毎月、会報誌や講習会の案内チラシ等が郵送されます。

**「たてたいくん」への参加**
**～住宅新築等希望者との出会い～**

住まいづくり設計サポート「たてたいくん」に設計者登録すれば、新たな施主との出会いが生まれるかも･･･。

## 矢作建設グループには全国で 5500 件以上の耐震補強実績があります。

ピタコラム

セスレット

制震ピタコラム

■ 建物を使用しながら工事が可能　■ 高層建築物に対応　■ 眺望・採光を確保

ピタコラム工法

矢作建設工業株式会社
www.yahagi.co.jp
広島支店　〒732-0052　広島市東区光町 1-9-28　第一寺岡ビル 7 階
TEL:082-264-6680　FAX:082-264-6683



〈営業品目〉
杭打工事・サッシ工事・ALC工事／合板・新建材・住宅機器
合成樹脂原料・樹脂製品／IBM OA機器・システム開発
建設資材の総合商社

# 光和物産株式会社

広島支店／〒733－0001　広島市西区大芝２丁目10番23号
TEL（082）230－1855㈹　FAX（082）230－1866



NEW
ダウンライト
3兄弟
選べる3タイプの調光スタイル

プルレス色温度切替調光タイプ
ダウンライト
楽調（らくちょう）
昼白色と電球色をスイッチ切替え
プルレススイッチで昼白色（5000K）と電球色（2700K）を切替え可能。
明るさは 100%～1%の範囲で自在に調節できます。
色温度切替・調光イメージ
100%
明るさ（調光）
グリップ
1%
5000K 昼白色
色温度（スイッチ切替）
2700K 電球色
パチッ
パチッ

白熱灯高調光タイプ
ダウンライト
温調（おんちょう）
もっとあたたかい色へ
調光して明るさを落としていくと、よりあたたかい色の光に変化します。
明るさは 100%～1%の範囲で自在に調節できます。
色温度・明るさ同調イメージ
明るさ（調光）
グリップ
100% 点灯時 2700K
70% 点灯時 2600K
20% 点灯時 2300K
1% 点灯時 2000K

プルレス段調光タイプ
ダウンライト
段調（だんちょう）
明るさをスイッチ切替え
プルレススイッチで明るさを100%-70%-1% に切替えられ、調光器がなくても手軽に室内の雰囲気を替えられます。省エネにもおすすめの器具です。
段調光イメージ
全灯（明るさ100%）
段調光（明るさ70%）
常夜灯（明るさ1%）

大光電機株式会社
中四国支店/Tel.(082)247-6711　Fax.(082)249-5472　〒730-0811 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル8F
DAIKO
http://www.lighting-daiko.co.jp



## エスケー化研の製品は建築物の資産価値向上に貢献します

耐火塗料
SKタイカコート

不燃断熱材
セラミライトエコG

内装用汚染防止エマルション塗料
セラミフレッシュIN

水性厚膜型特殊合成樹脂系塗床材
SKスペシャルフロアー

建築仕上材の総合メーカー
エスケー化研株式会社
SK KAKEN
エスケー化研ホームページ
www.sk-kaken.co.jp
TEL:082-943-5043　FAX:082-943-5036
広島支店：広島市佐伯区五日市港２－１－５

**あなたの事務所のリスク管理を広島県建築士事務所協会が支援します。**

# 建築士事務所のための法律相談窓口

建築設計･監理業務の法律関係のことでお困りの方、

当協会の委託法律事務所が無料で相談に応じます。

※ 協会正会員に限ります。
※ 委託法律事務所 ： 弁護士法人広島みらい法律事務所
※ 相談に限り無料です。
　解決に向けて事件の受任を依頼する場合などは有料です。
※ 委託法律事務所と利害関係のある案件を除きます。

## 弁護士と面談までの手順 ～手続き簡単！～

**ステップ１** ≪事務所協会で受付≫

① 広島県建築士事務所協会へ電話してください。
② 事務所名、担当者名をお聞きします。
　※相談の内容については、事務所協会ではお聞きしません。

まずは電話 082-221-0600 広島県建築士事務所協会まで

**ステップ２** ≪法律事務所と電話でアポイント≫

① あなたから委託法律事務所へ直接、電話していただきます。
② 相談したい内容をお話しの上、面談の日時と場所を決めます。
③ 面談場所は、委託法律事務所内（広島市、大竹市、尾道市）です。

**ステップ３** ≪弁護士と面談≫

① 委託法律事務所内において、弁護士と相談をしてください。
　※相談内容の詳細については法律事務所限りとし、事務所協会への報告はありません。

傷んだコンクリートをリフレッシュ
すぐれた技術・抜群の実績

# リフリート工法

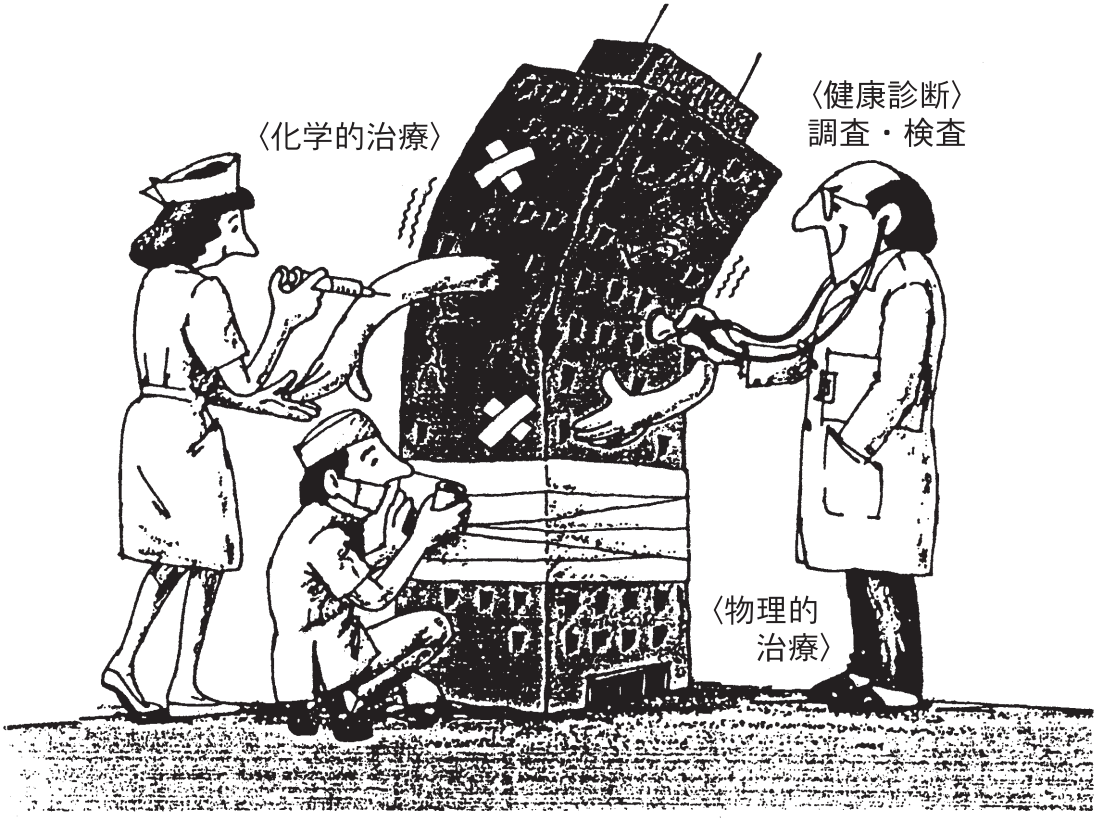


建物の調査と改修工事のご相談は

## □ リフリート工業会 □

中国支部事務局（082）261－7191
（太平洋マテリアル㈱ 中国支店内）

http://www.refrete.com

| | | | |
|---|---|---|---|
| アマノ企業㈱ | ☎ 0849-33-4704 | ㈱サンゼオン | ☎ 082-291-1631 |
| ㈱カシワバラ・コーポレーション | ☎ 0827-22-1266 | 東興ジオテック㈱広島支店 | ☎ 082-497-4777 |
| ㈱カネキ | ☎ 082-277-2371 | ㈱長崎塗装店 | ☎ 082-291-0680 |
| ㈱コンステック広島支店 | ☎ 082-236-6333 | 宮本塗装工業㈱ | ☎ 082-238-3511 |
| 三共化学工業㈱ | ☎ 082-295-8600 | ㈱愛晃 | ☎ 082-262-3110 |

候補募集

# 第14回 日本建築学会中国支部
# 建築文化賞

後援
日本建築家協会中国支部
日本建築構造技術者協会中国支部
空気調和・衛生工学会 中国四国支部
建築士会（中国地方各県）
建築士事務所協会（中国地方各県）

## ■表彰目的

中国地方の建築文化の発展に顕著な貢献が認められる活動に対して表彰し、
広く地域文化の発展と建築文化に対する意識の高揚を図ることを目的とします。

## ■表彰対象

表彰は「建築作品」や「人物・団体」を対象とします。
ただし建築作品部門の①～⑤については、中国地方で創作されたもののうち
完成後3年以上かつ8年未満のものを対象とします。（2009年4月～2014年3月の5年間に完成）

「建築作品部門」

① 意匠　周囲の景観に調和し、意匠性、独創性に優れている建築作品
② 住宅　地域の特性を活かし、意匠性、独創性、居住性に優れている住宅
③ 構造　斬新で独創的な空間を創出するなど、技術的、構造的に優れている建築作品
④ 環境　環境への負荷の低減、自然との共生など地域環境の保全に優れている建築作品
⑤ 施工　特殊な工法を用いるなど、施工技術の向上に貢献し優れている建築作品

「人物・団体部門」

個人や地域の活動・貢献などにより、中国地方の建築文化の発展に貢献したと
認められる活動や業績

## ■応募資格

建築作品部門の応募者は、作品の設計者、施工者、施主又は関係者である、個人、団体、企業、
地方公共団体等を含む広い分野を対象とし、中国地方に在住するものとする。
人物・団体部門の応募者は、中国地方に在住する個人、または同地方に所在する団体、企業、
地方公共団体等とする。なお両部門とも本会会員に限定しません。

## ■応募手続

・応募要領の請求　平成29年8月1日（火）～ 9月8日（金）
　裏面「応募要領請求書」に記載の上ご請求下さい。
　折返し、詳しい応募要領をFAXまたはメールでお送りします。
・提出期限　平成29年9月22日（金）午後5時まで必着
・応募費用　無料

その他
・過去に応募した建築作品や人物・団体は、原則として再応募できません。
　ただし、新たな内容が付加された場合は再応募できます。
・過去に日本建築学会賞（作品）を受賞、日本建築学会作品選集に掲載された作品は応募できません。
・提出された図書等については、広報等の後に返却します。
・応募者は必要に応じて、応募することについて、事前に設計者・施主等の関係者に同意を得て下さい。
・選考委員が直接携わった活動等は受賞の対象外とします。


**□問合せ・資料請求**

一般社団法人日本建築学会中国支部

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F
TEL：082-243-6605 FAX：082-244-3840
e-mail：aij-chugoku@sirius.ocn.ne.jp

日本建築学会中国支部宛　FAX：082-244-3840でお申込ください。
折返し応募用紙・応募要領をお送りします。

# ☆29年度中国建築文化賞 応募要領請求書

| | |
|---|---|
| フリガナ<br>応募者（候補者）<br>氏　名 | |
| 会　員　種　別<br>○で囲んでください | 日本建築学会<br>個人会員<br>（No.　　）　　日本建築学会<br>法人賛助会員　　会員外 |
| 推薦者氏名<br>（人物・団体部門で他薦の場合） | |
| 送　付　先<br>（人物・団体部門で他薦の場合は推薦者の連絡先） | 名　称（勤務先等）<br>住所：〒<br>TEL：<br>FAX：<br>e-mail：<br>＊FAXまたはメールでお送りしますので、必ずどちらかはご記入下さい。 |
| 応募分野別<br>（いずれか一つに○） | ・建築作品部門（　意匠　　住宅　　構造　　環境　　施工　） <br>・人物・団体部門 |
| 対象作品名　もしくは<br>人物・団体名 | |

**＊参考：これまでの受賞作品**

第13回（H28年度）　該当なし

第12回（H27年度）　該当なし

第11回（H26年度）
- **「ワンデーエクササイズ」による建築文化・ひとづくり・まちづくりへの貢献**（岡山県岡山市）　岡山建築設計クラブ

第10回（H25年度）
- **楠戸家の継続的再生**（岡山県倉敷市）楢村　徹（(有)楢村徹設計室）

第9回（H24年度）
- **瀬戸内の家**（広島県三原市）河口佳介（河口佳介+K2-DESIGN）

第8回（H23年度）
- **川﨑祐宣記念講堂**（岡山県倉敷市）門谷和雄・田代真也（㈱竹中工務店）
- **今の家**（岡山県岡山市北区）神家昭雄（神家昭雄建築研究室）
- **閉じて開く家**（広島県広島市西区）古本竜一（㈱古本建築設計）

第5回（H20年度）
- **安田女子大学9号館**
- **北広島町庁舎**

第6回（H21年度）　該当なし

第7回（H22年度）
- **玖珂クリニック研修所**
- **呉の家**
- **新倉敷の家**

## 第 11 回鋼構造セミナー

# 「鉄骨による木造建築物の耐震補強」

各　位

主催　日本建築学会中国支部
共催　日本建築構造技術者協会中国支部
　　協同組合広島県鉄構工業会
後援　広島県建築士事務所協会

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
(一社)日本建築構造技術者協会中国支部（以降、JSCA 中国支部）では、このたび鉄骨による木造建築物の耐震補強に関するセミナーを開催いたします。

阪神・淡路大震災では沢山の方が亡くなられましたが、その約 9 割が木造住宅の倒壊等が原因と言われています。6 年前には東日本大震災が発生し、今後も東海・東南海・南海地震等大地震の発生が指摘されるとともに、首都圏等直下型地震の発生も危惧されています。建築物、特に**木造住宅の耐震性の向上が課題**となっており、中国地方においても直面している課題であります。

木造建築物の耐震診断、補強方法については、近年さまざまな方法が開発されています。JSCA 中国支部技術委員会では、2014 年から木造建築物についての研究会を継続しており、今年度は、木造建築物の耐震診断と補強について研究を行っています。当セミナーではこの研究活動の成果として、**耐震診断法として保有水平耐力法**を取り上げ、さらに、木造建築物を例示し，**鉄骨による補強例**と**木材による補強例**について解説します。

会員各位におかれましては、ご多忙な日々を送られていることと察しますが、多くの方に参加していただきますようお願いいたします。
つきましては、参加希望の方は別紙申込事項を記入して、ＦＡＸにてお申し込みください。

記

日時：9 月 30 日(土)　14:00～17:00

会場：広島工業大学広島校舎（広島市中区中島町 5－7、TEL：082-249-1251）

講師：吉野康夫（JSCA 中国支部 技術委員、㈱エスティー・ワイズ）
　　司建文（JSCA 中国支部 技術委員、SI 建築設計㈱）
　　近松英樹（JSCA 中国支部 技術委員長、㈱カナイ建築構造事務所）

定員：80 名

対象：主催・共催・後援団体会員、建築技術者、大学院生、大学生

参加費：主催・共催・後援団体会員　1000 円，会員外　2000 円，学生　無料

以上

## 参加申込書

### 第 11 回鋼構造セミナー

# 「鉄骨による木造建築物の耐震補強」

**宛先：JSCA 中国支部　事務局（大旗連合建築設計株式会社　仁助）**
**FAX：(082)244-2642**　TEL：(082)244-3734

申込区分（受講者が会員か非会員かを〇で囲って下さい）

主催・共催・後援団体会員　／　非会員　／　学生

参加費　1000 円　／　2000 円　／　無料
（当日徴収します、おつり不要の様ご協力お願いします）

構造設計一級建築士　有　無

一級建築士　有　無

構造士シール　必要　不要

ＣＰＤ参加　有　無

ﾌﾘｶﾞﾅ　：

ご氏名　：　（会員の方のみ）会員番号：

ご住所　：

ご所属（会社名、学校名）：

連絡先の TEL　：　FAX：

メールアドレス：

リレーエッセイ

# 第145回

清水建設株式会社広島支店設計部
後藤　真吾

プロフィール

大阪で４年の単身生活、そして今年から人生初の広島で単身生活が再スタート。
自分でも驚きの変わり身で、縦じまからソウルレッドへ。お好み焼きと汁なし坦々麺のとりこです。
趣　　味：料理、ダイエット
好きな言葉：笑顔に勝る化粧なし

私とお酒の関係で自己紹介します。

**●お酒はきっかけ**

「いっき、いっき、いっき、いっき・・・」
　大学のアメフトの納会。人の顔ほどはあろう大きさの杯に、菊の花や鯛の塩焼きそして日本酒がなみなみと注がれていた。
「いっき、いっき、いっき、いっき・・・」
　普段酒は飲んでも飲まれるなと教えられていたものの、若気の至りで勢いに任せあおってしまった。意識は遠のき、ついに地球を抱いていた。火照った頬にアスファルトが心地よかったのだろう。
「後藤、どこに寝てんだよ！」
「マネージャーこいつの面倒見とけ！」
　下宿に運びこまれ寝かされたものの、込み上げてくるもの後から後から押し寄せ、布団は○○の海。
「寝ながらもどしてる。やばいよ！」
「救急車呼ぼうか」

―――――――――――――――――――――

―救命救急センターの初療室―
「名前は？」
「ごと～うっ　し～んご～です」
「住所は？」
「千葉しぃ～まぁっ~つなぁあ～う～・・・」
「あなたはマネージャー？後藤さんのご両親に連絡取れる？」

―――――――――――――――――――――

―30年後―
「お父さん、起きて。暑くならないうちに、犬の散歩に行ってきて。私今日は研修だから、子供たちにもご飯食べさせておいてね、行ってくるわ」
　月に数回過ごす自宅での週末。あの時付き添ったマネージャーが今の妻である。お酒がきっかけ。

**●お酒を愉しむ**

　大阪に在住のころ、JR山崎駅を２度訪れた。一度目は妙喜庵の国宝「待庵」。２ヵ月ほど前から申し込み、上司と訪ねた。日本最古の茶室で千利休が建てたといわれる。にじり口から目をこらし、室床の入隅や竹で編まれた天井を覗き込む。二畳の小空間に感心の溜め息がもれた。
　二度目は地名がウイスキーの銘柄になっているサントリーの山崎蒸溜所。こちらも事前に申し込みが必要。ウイスキーの味わいは樽に用いる木で決まるという。作成年ごとに様々な銘柄が膨大な数並べられている。年を追うごとに深くなる琥珀色を見て、たまらなく試してみたくなった。1000円で３種類世界の銘柄をテイスティングできる。私は「山崎」が年代でどれくらい違うのか知りたくなった。樽に入る前の透明なもの、山崎、山崎12年を比べてみた。樽に入る前はアルコールそのもの。もはや病院。「山崎」はこれぞウイスキー。そして「山崎12年」はやはり、香りも色も味わいも深みを増してくる。伝える語彙がないのが寂しい。これまでお酒は仲間と楽しんだり、疲れを癒したり、道具として接してきた。これからはお酒を目的にするのも良いかもしれない。
　「山崎」のテイスティンググラスを購入した。
　さて、何から試そうか。

会員の皆様、「私とお酒」の投稿を随時募集しております。
協会（電話(082)221－0600）までお問い合わせください。

美和ロック・HORIロック　広島地区代理店

# 梅田株式会社

〒733-0815　広島市西区己斐上４丁目31番２号

TEL082-507-1191㈹・507-1189

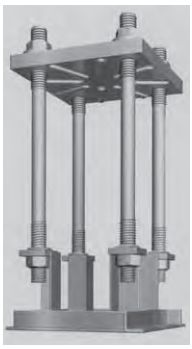

露出型弾性固定柱脚工法

# ISベース

http://www.isbase.jp

（財）日本建築センター評定／国土交通省大臣認定

有限会社キヨウヤマ

本　社
広島市西区中広町2丁目14-21
TEL（082）532-3067

松山営業所
愛媛県東温市則之内乙2575-7
TEL（070）5513-0342

高松営業所
香川県高松市瓦町1丁目9-20
TEL（087）842-1668

エレベーター・リフト・身障者用昇降機・テーブルリフター・昇降機設備

日本エレベーター協会会員

# 大成リフト製造株式会社

本社／広島市南区上東雲町19番２号　ＴＥＬ（082）284−0331㈹

ＦＡＸ（082）284−0370

株式会社 ティーエスハマモト

TOTAL・STABILITY・HAMAMOTO

大規模修繕工事
調査　診断　設計　施工
ISO 9001：2008認証取得

〒731-0135　広島市安佐南区長束４丁目16番２号
TEL（082）238−1511　FAX（082）238−1513

「私のお気に入り」は、協会ホームページ内（http://www.h-aaa.jp）の「京口門日記」にカラー版を掲載しております。

# 第78回
# 塞翁が馬

広島工業大学名誉教授
佐藤　立美

プロフィール

建築の道を志したきっかけ：
　オリンピックをこの目で見たいという理由で東京の大学３校受けて、受かったのが、早稲田の建築学科だけだった。その後、松井源吾先生の生き方に共感し構造を選んだ。
最近手がけた作品：築100年の木造建築の改修計画
得意分野：建築構造学
仕事をするにあたって心掛けていること（ポリシー）：法令順守より、安全を考える。
座右の銘：「らしくあれ」
趣　　味：・飲むこと（赤ワインが特に好きで毎日寝酒は必ず赤ワイン。）
・読むこと（毎週２冊の本は読んでいます。）
・調べること（なぜと思ったら必ず調べたくなるんです。）
・遊ぶこと（中学高校時代はトランペット、高校時代から父親につられてゴルフ、結婚後は妻の趣味ボウリングも付き合った。昨年、左膝蓋骨を骨折し、左膝に体重のかかる運動ができなくなったので、可能なスポーツとしてアーチェリーを始めたが、最近は完全にはまっています。）

昨年１月に、市立図書館の前で、雨に濡れた排水管のステンレス蓋に滑って左膝骨の骨折事故以来、左足に負担のかかるスポーツは無理となり、ゴルフもボーリングもできなくなりました。運動するのが好きな私も、仕方なく、もっぱら観るスポーツで我慢していましたが、昨年はカープの優勝のおかげで退屈することなく過ごしていました。しかし、膝が悪くてもそれでもできるものはないかとあれこれ考えた結果、思いついたのが、猟銃とアーチェリーです。しかし、銃砲店に尋ねたところ、警察で試験を受け、合格しても実際に銃が打てるのは最短で六か月先といわれて断念し、アーチェリーしかなかったというわけです。

暇つぶしと、若干でも楽しめればと思った結果、たまたまたどり着いたのがアーチェリーで、有名選手や日本の成績がどうかなどまったく興味はありませんでしたが、ともかくネットで体験射的ができる場所として探したのが廿日市にある佐伯国際アーチェリーランドでした。

体験射的の最初は初心者用の5m先の的を狙って矢を射るのですが、親切なコーチに構え方から打ち方の基本を教えてもらい、その後、数射ごとにいけない点を注意されながら１時間の練習をしました。何回かは的の中心付近に当たることもあり、その時の感覚は非常に気持ちの良いものでした。練習を終えた時には、普段使ったことのない肩甲骨付近の筋肉が痛くなっていましたが、コーチから「初心者としては上手いですね」とおだてられたこともあって、また練習に来ようと思った次第です。

その時、ランドセルを背負った小学校３年生くらいの子が数人喜喜としてやってきて、初体験の私の目の前で、的中率の高い射的を披露してくれたのにはびっくりしました。見渡すと、他にも私以上の高齢者の方、車椅子の方もおられ、皆それぞれその人に合う強さの弓を使用し、射的距離もバラバラですが、各自の的に集中して射的を楽しんでおられました。手の不自由な人でさえ、口で弓を引いてできるスポーツだと聞きました。

（子供たちの射的）

アーチェリーでは、的に矢を正確に当てることが目標です。というか、的の真ん中に的中した時の体勢や打ち方と同じことが、何回続けられるかが問題ということです。写真はアーチェリーの的で代表的なものですが、狙うのは当然真ん中の半径8cmの黄色い円内です。真ん中の黄色が10点と９点、外円に行くほど１点ずつ少なくなる得点となります。

（上の写真では53点）

通常６射ずつ６回の合計で点数を記録しますから、最高は360点ですが、一般に300点超えが目標です。比較するのは射的の正確さのみですから、年齢、体力、経験の差に関係なく、高得点者がより上手いという単純さも魅力の一つです。

（アーチェリークラブの練習風景）

しかし、スポーツですからそれなりにしかるべき基本動作や心構えが必要になるのは当然です。アーチェリーの射法には、スタンスから、リリース、フォロースルーまで８つの連続動作があり、それぞれに注意すべき点がありますが、構えて射るまでの数秒間ですべての動作がうまくできた時、矢は的中します。しかし、何かが欠けると結果として思うような結果は得られないところも面白い点です。

肩甲骨の筋肉を使うことを除けばさほど強い筋肉も必要としない代わりに、強い体幹が必要となると言われましたが、これは、続けていくうちに自然と鍛えられていくらしいから、やめずに続けておけばよいだけで、私にも十分可能です。射的している時は精神の安定、雑念のなさが必要ですが、これは相当の難題です。思うようにいかない時、何が原因かを考える余裕があり、次射に生かせる精神力も大切です。うまくいかなかったとき、自分のだめさ加減を考え、次の射的目標を決めます。コーチがいればすぐ指摘してもらえますが、一人で射的する時は何がいけなかったかよくわからないことが多いです。

もう一つ大切なのは集中力です。アーチェリーでは、手元の１ミリのズレが的では数十センチのズレになるため、強い集中力が求められます。集中力の結果は点数になって現れますから、集中力を楽しみながら身につけられるのは、アーチェリーの醍醐味です。徹底的にリラックスし、すべての基本動作がうまく連結した時、的のど真ん中に矢が的中した時の快感は、何ものにも代えがたい爽快感と満足感が得られます。

また、練習であってもある程度の点数が取れた時、（目標点数300点以上取れた時）の満足感・すっきり感も非常にうれしいものです。アーチェリーで的を外すのは100％自己責任です。それは要するに自分の未熟さの結果ですから納得するしかないわけです。ゴルフも自己責任のスポーツですが、結果としてゴルフにはラッキーもあるし、ティーショットや２打目がだめでもリカバリーして結果としてパーが取れることもありますが、アーチェリーでは、ラッキーやリカバリーは全くなく、１射ずつが全て同じで、すべての射的の結果が得点に反映されます。

アーチェリーを始めて、数回練習に通ううちに、上記したようなアーチェリーの面白さと魅力をなんとなく感じて、１ケ月後には自分の弓がほしくなり、２ヵ月目には手に入れたくらいにすっかりはまってしまった自分がいます。

まだ始めて半年少々ですが、週に１～２回は近くの安佐南区スポーツセンターに通い、月１回は佐伯国際アーチェリーランドに通っています。私の日常の1/4はアーチェリーというところです。安佐南区スポーツセンターではアーチェリークラブに所属させていただき、名前のみを知る仲間ができました。軋轢のない仲間ができるのも嬉しいことですし、クラブではコーチや経験者の方からいろいろ教えてもらえる環境があり助かっています。

しかし、昨今の暑さで屋外での練習は堪えます。毎日簡単に練習できる環境がほしくて、私の事務所の押入れ内に、近射用の的を作りました。近射は１種の原点回帰の練習で、フォームのチェックや弓の状態確認に非常に大切な練習で、選手や上級者の人も毎回必ず近射してから、実際の射的に移るようです。私の事務所には、いつでも練習できるように弦だけは緩めた弓が出してあり、仕事の合間にちょくちょく近射して楽しんでいます。

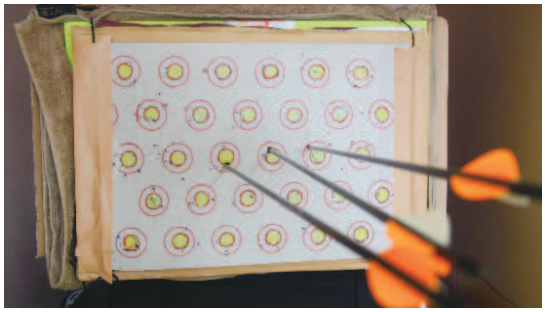

（押入れの中の近的）

近射の練習を始めてから、実際の射的の精度がかなり良くなったのは事実です。距離20mでは、連続して300点超えとなり、距離30mでも240点弱になりました。距離50mが射てるようになるのが今の目標です。

さらに距離も様々で打ち上げ・打ち下ろしのあるフィールドアーチェリーにも挑戦したいと思っています。初心者用の大会もあるそうですが、今は少しでも納得できる射的ができることだけを考えています。

このように、自分の技量に合わせて、次の目標もどんどん変えられる点も大きな魅力といえます。

（フィールドアーチェリー）

膝蓋骨を骨折したのがきっかけで、アーチェリーという新しい楽しみができました。塞翁が馬の典型（天恵）だと思っています。

ズバリ、「アーチェリーは楽しいです！はまっています！私のお気に入りの最たるものになっています。」生涯付き合っていくつもりです。

会員の皆様、「私のお気に入り」の投稿を随時募集しております。
協会（電話(082)221－0600）までお問い合わせください。


技術力を誇る建材総合商社

【営業品目】

・ＡＬＣ（ヘーベル）　・耐火被覆
・押出成形板（メース）　・屋根・板金
・内装（軽鉄・ボード）　・スレート・サイディング

折出産業株式会社

〒734-0026　広島市南区仁保四丁目５番７号
TEL（082）252-6840　FAX（082）252-6878
E-mail　info@oride-s.co.jp

Printing & Planning
impulse
corporation

「技術」と「感性」と「誠意」をもって
造り上げる高品質の印刷物。
《ポスター・パンフレット・チラシ・封筒など》

株式会社 インパルスコーポレーション

本社・安佐南一般印刷工場／〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号
TEL(082)878-6000㈹　FAX(082)872-1664
E-mail : impulse1@imp-h.co.jp　URL：http://www.imp-h.co.jp
広島事務所／配送センター／安佐輪転工場
東京支店／大阪営業所／東広島営業所／岩国営業所

24000277(05)

## 会員動静

（正会員）

1．代表者の変更

〇㈱ジェイアール西日本ビルド

新：代表取締役　上田　克己　　旧：代表取締役　上田　信二

---

## 編　集　後　記

気象庁の長期予報では10月までの期間、気温の高い確率が低い確率より多いとのことです。もって回った言い方ですが、要するに暑いということのようです。

工事監理などで現場に出ていると、フラフラと足がもつれそうです。個人的にはやっぱり暑いよりは寒い方がいいですね。寒ければ服を多く着れば何とかなりますが、暑いのは対処のしようがないですからね。

広島県建築士事務所協会と広島県が締結した「広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に関する協力協定」に基づく建築士事務所側の動きが始まりました。大規模地震時に避難、物資の輸送に使う道路の沿道建築物の内、旧耐震基準で規制高さを超えている建築物が対象となり、耐震診断を義務付けられています。建物の所有者等にこのことを説明する作業を、建築士事務所協会並びに広島県の要請により各建築士事務所で行うものです。

地域社会への貢献のためご協力をお願いします。

戸梶　好喜


一般社団法人　広島県建築士事務所協会
情報・編集委員会

| | | | |
|---|---|---|---|
| 担当副会長 | 井川　博英 | 委　員 | 増本　泰成 |
| 担当理事 | 門谷　和雄 | | 中本　宗史 |
| 委員長 | 戸梶　好喜 | | 中崎　隆之(賛助会員) |
| 副委員長 | 熊野　弘伸(賛助会員) | | 桟敷　重和(賛助会員) |
| 委　員 | 藤本　誠二 | 事務局 | 河原　直己 |
| | 三好　明彦 | | 長谷川彩子 |
| | 伊藤　智宏 | | 大木　一郎 |

発行所　一般社団法人 広島県建築士事務所協会
〒730-0013 広島市中区八丁堀５番23号
ＴＥＬ（082）221-0600
ＦＡＸ（082）221-8400
ホームページアドレス　http://www.h-aaa.jp/
Ｅメール　info@h-aaa.jp

印刷所　株式会社インパルスコーポレーション
〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号
ＴＥＬ（082)878-6000
ＦＡＸ（082)872-1664

**平成 27 年 6 月 25 日に施行された建築士法の一部を改正する法律（法律第 92 号）で「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化【第 24 条の 9】が規定されました。**

【第 24 条の 9】建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

# 建築士事務所協会の会員の皆様へ

あなたの事務所を賠償事故から守る

## 日事連・建築士事務所 賠償責任保険
（建築家賠償責任保険）

## 日事連・建築士事務所 賠償責任保険の特徴

平成 26 年 4 月から補償が追加されました！
（1）情報漏えい事故補償（日事連会員のみ）
（2）初期対応費用補償（会員・非会員）
（3）訴訟対応費用補償（会員・非会員）

- 日本国内での設計・監理業務のミスに起因する、
  - ・設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損
  - ・上記に起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊
  - →建築士事務所が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償
- （一社）日本建築士事務所協会連合会構成員のための制度。団体割引で加入可能
- 国内建築物の設計・監理業務を包括的にカバー　→発注者から大きな信頼！
- 基本補償プランの支払限度額 5 千万円から 5 億円まで事務所の実態に合わせて選べる 5タイプ！
- 保険料は経費として損金処理可能。お支払いは便利な自動口座引落し。

## 安心をプラス

長年にわたるご要望にお応えして、オプションプランを追加できるようになりました！

❶構造設計業務ミスによる「構造基準未達」時の賠償事故を補償
❷建築基準法等における「法令基準未達」時の賠償事故を補償
❸建物調査業務（耐震診断等）中の賠償事故を補償

※会員のみ加入可能。別途特約保険料が必要。

このご案内は建築家賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築家賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はパンフレットに記載されている保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

### 資料請求、ご質問は下記にお申し付けください


日事連・賠償責任保険指定代理店
有限会社日事連サービス
〒104-0032　東京都中央区八丁堀 4-9-4 東京 ST ビル 3F
TEL 03-3552-1077　FAX 03-3552-1066
E-mail:njs@nichijiren-service.com
担当：阿部・助川・松原


**ホームページを開設しました！　http://www.nichijiren-service.net/**

引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

2017年7月作成 17-T02853

# 1級建築士試験 学科も設計製図も合格者数No.1の総合資格学院

## 1級建築士試験
## 広島県 合格者占有率 No.1

### 平成28年度 1級建築士 学科試験 広島県合格者占有率
**52.2%**

広島県合格者92名中、当学院現役受講生48名 ＜平成28年9月6日 現在＞

### 平成28年度 1級建築士 設計製図試験 広島県合格者占有率
**60.2%**

広島県合格者93名中、当学院現役受講生56名 ＜平成28年12月15日 現在＞

**日本で最も多くの１級建築士を輩出し続けている学校です。**

※平成24～28年度（過去5年累計）1級建築士設計製図試験 合格者合計19,562名中、総合資格学院受講生10,636名。 全国合格者占有率54.4%。
平成28年度1級建築士設計製図試験全国合格者3,673名中、総合資格学院現役受講生1,957名。 全国合格者占有率53.3%。
※（公財）建築技術教育普及センター発表資料に基づきます。

### 平成28年度 2級建築士 設計製図試験

平成28年度 2級建築士設計製図試験 平成28年度学科＋設計製図 広島県ストレート合格者占有率 **49.0%**

広島県ストレートのおよそ2人に1人は当学院現役受講生
広島県ストレート合格者100名中、当学院現役受講生49名
＜平成28年12月1日 現在＞

### 平成28年度 1級建築施工管理技術検定 実地試験

総合資格学院 基準達成 現役受講生合格率 **74.3%**

9割出席・9割宿題提出現役受講生1,161名中、合格者863名 ＜平成29年2月3日 現在＞

### 平成28年度 1級土木施工管理技術検定 実地試験

総合資格学院 基準達成 現役受講生合格率 **77.4%**

9割出席・9割宿題提出現役受講生84名中、合格者65名 ＜平成29年1月17日 現在＞

### 無料 体験入学会講座説明会実施中!!

- 1級・2級 建築士
- 建築設備士
- 構造設計／設備設計1級建築士
- 1級 管工事施工管理技士
- 1級・2級 建築施工管理技士
- 1級・2級 土木施工管理技士
- 宅地建物取引士
- インテリアコーディネーター

1級建築士／2級建築士受験をお考えのみなさまへ!
**学科・設計製図体験学習会**
**受講お申込み無料!!**
お気軽に下記までお問い合わせください!

広島県建築士事務所協会提携
**会員特別割引あり**
最寄校までお気軽にお問合せください

### 最新試験情報が満載! 資料請求や受講申込みも受付中!!

◎最新試験情報が満載!
◎合格応援グッズプレゼント中!
◎資料請求や受講申込も受付中!

Web 当学院ホームページ 総合資格 検索

※総合資格学院の合格実績には、模擬試験のみの受験生、教材購入者、無料の役務提供者、過去受講生は一切含まれておりません。


総合資格学院
スクールサイト www.shikaku.co.jp
コーポレートサイト www.sogoshikaku.co.jp
Facebook「総合資格 fb」で検索!
総合資格 検索


おかげさまで「1級建築士合格者数日本一」を達成し続けています。これからも有資格者の育成を通じて、業界の発展に貢献して参ります。

総合資格学院 学院長 岸 隆司


広島校 〒730-0037 広島市中区中町7-35 和光中町ビル 4F TEL.082-542-3811
福山校 〒720-0067 福山市東桜町1-41 エム・シー福山ビル 4F TEL.084-991-3811